

平成23年12月  
勝浦市議会定例会会議録（第5号）

平成23年12月9日

○出席議員 18人

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 磯野典正君  | 2番 鈴木克己君  | 3番 戸坂健一君  |
| 4番 藤本治君   | 5番 渡辺玄正君  | 6番 根本譲君   |
| 7番 佐藤啓史君  | 8番 岩瀬洋男君  | 9番 松崎栄二君  |
| 10番 吉野修文君 | 11番 岩瀬義信君 | 12番 寺尾重雄君 |
| 13番 土屋元君  | 14番 黒川民雄君 | 15番 末吉定夫君 |
| 16番 丸昭君   | 17番 刈込欣一君 | 18番 板橋甫君  |

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

|                           |              |
|---------------------------|--------------|
| 市長 猿田寿男君                  | 副市長 関重夫君     |
| 教育長 松本昭男君                 | 企画課長 関利幸君    |
| 財政課長 藤江信義君                | 税務課長 黒川義治君   |
| 市民課長 佐瀬義雄君                | 介護健康課長 西川一男君 |
| 環境防災課長<br>兼清掃センター所長 目羅洋美君 | 都市建設課長 藤平喜之君 |
| 農林水産課長 関善之君               | 観光商工課長 玉田忠一君 |
| 福祉課長 関修君                  | 水道課長 藤平光雄君   |
| 会計課長 花ヶ崎善一君               | 教育課長 中村雅明君   |
| 社会教育課長 菅根光弘君              |              |

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

|            |            |
|------------|------------|
| 事務局長 守沢孝彦君 | 議事係長 大鐘裕之君 |
|------------|------------|

---

議事日程

議事日程第5号

第1 議案上程・質疑・委員会付託

議案第54号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第55号 勝浦市課設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第56号 勝浦市条例の左横書きに関する措置条例の制定について

議案第57号 勝浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

議案第58号 勝浦市暴力団排除条例の制定について

議案第59号 訴訟上の和解について

議案第60号 平成23年度勝浦市一般会計補正予算

議案第61号 平成23年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算

議案第62号 平成23年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第63号 平成23年度勝浦市介護保険特別会計補正予算

議案第64号 平成23年度勝浦市水道事業会計補正予算

## 第2 請願の委員会付託

請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願

請願第2号 「国における平成24年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願

## 第3 休会の件

---

## 開 議

平成23年12月9日（金） 午前10時00分開議

○議長（丸 昭君） ただいま出席議員は18人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

---

## 議案上程・質疑・委員会付託

○議長（丸 昭君） 日程第1、議案を上程いたします。

議案第54号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第55号 勝浦市課設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第56号 勝浦市条例の左横書きに関する措置条例の制定について、議案第57号 勝浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、以上4件を一括議題といたします。

本案につきましては、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。なお、質疑に際しましては議案番号をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。寺尾議員。

○12番（寺尾重雄君） 議案第57号の件につきましてお伺いいたします。この任期付職員の採用について、これは市長の提案理由の説明等の中で理解するところはあるんですけど、まず、この第7条及び第8条関係につきまして、この1号から5号までの号給の月額給料の件に関しまして、まず年齢的なものをどういう範囲で決め、また、号給の給料をどの範囲で決めたのか、この辺

のことをご説明願いたい。また、第8条に関しては、読むところによりますと、扶養、住居手当、時間外勤務、この辺は除外されております。そして、期末手当。私は平成22年度ので見ているんですけど、100分の22.5から100分の40、そして100分の137から155と変更されている、この辺の変更理由について理解できない面があるので、ご説明願いたい。以上です。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関副市長。

○副市長（関 重夫君） お答えいたします。今回の条例制定につきましては、民間人材の採用の一層の円滑化、あるいは市の一般の職員、要するに新規学卒者の採用とか内部育成が本来は基本なんですけども、内部育成だけでは得られない有為な外部人材を採用するということで、任期付の職員採用に関する法律が平成14年にできまして、それに基づきまして市町村で雇う場合には条例で定めるということで、今回、この条例の制定をしようとするものであります。

ただいまご質問の条例案の第7条でございますけれども、第7条につきましては特定任期付職員の給料の特例ということでございます。特定任期付職員につきましては、条例の第2条の第1項で、高度の専門的な知識または優れた識見を有する者、これが第7条でいいます特定任期付職員というふうに国のほうでも定めてございます。

まず、この年齢要件ですけども、特に年齢要件はございません。それと給料ですが、この第2条の第1項に定めております特定任期付職員につきまして第7条で定めるわけですが、この第2条第1項の特定の職員の給料表につきましては、ここに掲げております第1号から第5号までの給料表を適用するということになります。この第何号を適用するかといいますのは、その採用しようとする職員のこれまでの知識とか、あるいは経験等に応じて決めることとなりますので、今現在、こういう人の場合、幾らかというような設定は今の段階ではできません。雇う人の人材によって給料を決めるということになります。参考までに申し上げますと、第2条第1号の高度な専門的な職員といいますと、国のほうでは弁護士とか、あるいは医師とか大学の教授とか、そういった方たちで、そういう方を雇う場合についてこの給料表を適用することになります。

第2号につきましては、一般的な専門的な知識を有する者等ですので、これは市の通常の給料表に当てはめて給料を決定いたします。ですから、その人材によって係長級になるか、あるいは主任主事級になるかは、その人材の今までの経験等によって判断をするということになります。ですから、ここに載っています給料表につきましては、あくまでも第7条につきましては特定任期付職員ということになります。

それと第8条の期末手当の関係の率でございますけども、これも第7条の特定任期付職員の関係でございますが、通常任期付職員につきましては手当は出ませんけども、期末手当については出るようになっております。通常期末手当につきましては、一般職ですと6月が100分の122.5、12月が100分の137.5となっていますけども、それを読みかえて、この特定任期付職員につきましては、ここに書いてありますとおり、100分の125.5を100分の140ということで、一般の職員の期末手当よりも率を上げるという読みかえでございます。一般職につきましては、この期末手当のほかに勤勉手当も出ておりますので、それとの調整ということで読みかえて期末手当のみしか出ない、この特定任期付職員の期末手当の率を上げているということでございます。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。寺尾議員。

○12番（寺尾重雄君） 号給に関して、私なりに精査した結果では、どっちかという医療関係の1表の問題ですかね。その辺の給料体系に合ってくるのかなという解釈で、また、行政面で考えますと、一般職であれば、1号が4級の74号、2号が6級の79号、3号が7級の69号あたりに当たってくるのかなと。その辺の思い中で自分なりに計算していた面があるんですけど、先ほどの説明では、確かに弁護士、あるいは医師相当の給料体系の国のほうの基準だということは理解するんですけど、そこで市長が任命するに当たって、どのくらいのさじ加減があるのかなという面もあるので、その辺をどのように精査できるかなと。それは実績等いろいろな面での任期付職員を採用するんでしょうけど、それなりの給料体系で精査されると思いますので、その辺は勝浦市のためによりしく精査していただきたいと。そこに伴う期末手当の件も理解できました。

もう一点、任期付きですから、勝浦市の中にそれなりの人材も当然いると認識するんですけど、仮に勝浦市以外から来られたときの交通費等も出ると思うんですけど、市長もこちらに住まれ、住所を移され、任期付きとは言いながらも、どのくらいの任期なのか、これを読みますと認める者であれば延ばすことも可能だというのは当然のことなんですけど、住所移転もできるだけ要望としては、勝浦市の財政も厳しい中、アパートでも何でも住んでいただきたいなど、そういう面でお願したいなと思っているんですけど、その辺、いかがでしょう。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 第2条第2号の任命権者は前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者、これにつきましてですけども、今お話がありましたように、できれば、市内に住んでいただくというような方を選べればなと思いますが、対象者によっては、場合によっては通ってもらうということもあるわけでございますので、市の職員以外のそういう専門的な知識を有するわけですから、できれば市内に住んでもらえればと思いますけど。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木克己君） 私は議案第57号 勝浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について伺いたします。ただいま前段者からもご質問ありましたが、私はこの第2条第1項第2号に、それぞれ異なる職員というふうに読めると思うんですが、まず、今回この条例を出すに当たって、非常に評価をしたいと思っています。というのは、勝浦市の一般職の職員、優秀な課長ばかりでございますけど、それでも足らない専門職というのが勝浦市には今までありませんでした。これからいろんな事案も出てくるとしますので、こういう任期をつけて、専門的な方にこの勝浦市の職員として見てもらうということについては、これは大賛成ということでございますが、何を想定して、どういう職務を想定しておられるのか。これが1人になるのか、2人になるのか、また、幾つかの課にわたるのかわかりませんが、それについて具体的にお考えがあれば、お示しいただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 今のところ想定しておりますのは、いろんな行政分野にわたりまして、その必要な専門的な知識を有する者というものを必要な場合には選択しますけども、とりあえずは一つは観光分野ということを考えております。もう一つは、建築関係、まだ職員には1級建築士がおりませんので、そういう建築関係。これから市民文化会館の建設等も始まりますので、または学校なんかの耐震等の工事も始まりますので、そういう建築関係の専門が欲しいと考え

ています。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木克己君） 今、市長から観光と建築ということで、観光についても、市の一つの産業として今までもいろいろ苦慮しながらイベントをやったりしております。ただ、この観光も将来、勝浦市をどのように考えるのかということになると本当に大きな問題でありますし、また対外的に観光会社とのいろんな接点等も市が持っていないといけないので、ぜひともそういうところで、そういう部分に精通した人たちを選定していただければと思います。と同時に、今、出てきたのは2つなんですが、課設置条例は質問する予定はありませんが、課設置条例の中に定住促進というもの新しく、これも勝浦市で初めての事業というか仕事になるわけですけど、そういうところも、これはNPOとの絡みもありますが、そういう関係の方も一緒になって仕事ができるかなということもあります。というのは、定住も市以外から人を呼び込もうということですので、うちとしては観光の面とも接点があるのかなと思いますので、その辺の仕事もできたら、できる方をぜひ任命していただければ。任命というか採用に関してはどのようにするのか、ここでは知りませんが、これは当局にお任せしますが、そういうところも含めてお願いをしたいと思います。

建築ですが、確かに今、市には建築士の資格を持った方はいると思います。でも1級ではありません。2級の方が何名かいると聞いておりますが、そういう方が都市建設課に配属されているのでしょうか。それをお聞きしたいのですが、ほかにもいると思うのですが、1級建築士を考えているということであれば、同じく1級の下に2級の人を添えて、一緒にやるほうがより効果的なのかなというふうに、資格者がおりますので、その辺について人事異動のときにお考えいただければと、2番目のほうをお伺いして終わります。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関副市長。

○副市長（関 重夫君） 今、ご提言いただきました建築士関係ですけども、2級建築士は実際に職員にもおります。ただ、土木関係はいろいろ図面を書いたりしますけども、2級建築士であっても、実際に学校の耐震補強とか文化会館の建設となった場合は、設計書、構造計算まですべてというのは無理でございます。したがって、今回、一応の予定では1級建築士を雇うということで考えておりますけども、当然、期間が3年あるいは5年、法律ですと5年以内となっていますので、その期間にいろいろそういう仕事に当たっていただくわけですけども、市の職員でそういう資格を持った人がその下についていただいて、専門的なノウハウを学んでいただくと、そういうのもこの制度の一つの大きな趣旨ですので、ご提言のありましたように、職員についても専門的な知識を学んでいただくような方法を考えております。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。土屋議員。

○13番（土屋 元君） 議案第54号と議案第55号について質問いたします。まず、議案第54号で夷隅郡市広域市町村圏事務組合の事務所が勝浦市からいすみ市に動く理由と、動かれた後、来年4月以降、その跡地、建物をどのように活用するのか、今現在で考えがあるかどうかをお聞きします。

それから、議案第55号では、課の設置条例を一部改正する条例の制定ということで提案されていますが、ここで環境防災課を生活環境課に名称変更するということだけだと思うんですね。生活環境課から消防及び防災に関することを総務課に移すというようなことと、企画課の中に

定住促進に関することという業務を増やすという内容だと思いますが、まず生活環境課という形の中で、今まで環境防災課は環境と防災を扱う課で、今度は生活環境課を中心に、今現在、防災について市民の要望とか、あるいはそういう期待度が高いときに、この防災的なものが総務課に入ってしまうといった中で、例えば防災課として独立させたら、これだけ強く強調することになりますけど、総務課に置かれた根拠をお示し願いたいと思います。

それから、企画課の中に定住促進という項目を入れて業務の内容を拡充するわけですが、過去の本会議の中で国だとか県の有効な補助金とかいろんな政策についてアンテナを高くして、各課に任せるのではなくて、有利な補助金制度というものを勉強されて、厳しい財政状況に少しでも有利で貢献できるようなものを求めておりましたが、企画課は総合計画の進捗、管理という役目はありながら、今回、定住促進という業務も入るとなると、課の目的はよくわかりましたが、例えば要員配置についてはどのように考えられるか、お聞かせ願いたいと思います。以上です。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関副市長。

○副市長（関 重夫君） お答えいたします。まず1点目の広域市町村圏事務組合が入ってございました場所の跡地の活用ということですが、これにつきましては現時点では決まっておられません。土地そのものは市の普通財産管理で、建物につきましては元水道課の事務所がございまして、そちらの管理になっておりますので、この辺、場所的にも駅から近いですし、建物もまだ新しく使えますので、今後、有効な活用方法について、現在、検討中でございます。せんだっても庁内の検討委員会を開きましていろいろ案を出していただいておりますので、現時点では決定しておりませんが、有効に活用してまいりたいと考えています。

それと2点目の今回の組織改編に伴いましては、多くは環境防災課の再編ということで、ご指摘のありました消防と防災に関する部分を総務課に持ってきた根拠ということですが、この3月11日の大震災以来、津波来襲に備えました高台の避難場所、あるいは避難路の整備、そのほかにもいろいろ防災対策の強化を図る必要があるということで、今までは環境防災課のほうで消防と防災と交通安全、防犯に関する事務をやっておりました。今回、総務課のほうに移管する理由といたしましては、他の市町村でも災害等があった場合の人員配置等について、総務部門で一括したほうがいいだろうと。ほかの市町村もそういう部門が非常に多いので、今回、今、消防防災係がやっております業務のうち、消防と防災の関係を総務課のほうで消防防災係として設置する予定であります。ただ、交通安全と防犯につきましては、現在の環境防災課の中にあります生活環境係も同じく、従来の事務に加えまして河川の汚濁防止とか、あるいは産廃施設の問題、また原発事故に伴います放射能の対策等もございまして、強化をなくちゃいけないということで、そういう事務と、先ほど申し上げました交通安全と防犯について、市民の生活、あるいは環境を守るということで、今回、課の名前を生活環境課と変えて設置するものでございます。したがって、この再編によりまして消防防災、あるいは生活環境等についても強化されるものと考えております。

それと企画課のほうの定住促進の人員配置ということですが、現時点ではまだ何人配置するかは決まっておられませんけども、事務量等を勘案して、今後、人事異動で決定したいと考えております。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。土屋議員。

○13番（土屋 元君） 夷隅郡市広域市町村圏事務組合の移動の理由は説明なかったですが、2回目でしていただければいいと思います。

まず、市町村圏事務組合の移動した跡の所有地の活用方法は、今のところは何も検討していません。私は総務委員会に所属していますので、そこでやってもいいのですが、本会議で同僚議員のいる前で、今、猿田市長がやろうとしているものは、観光行政を充実させたいと、観光プロモーションを強化したいですよ、そして、その辺のプロ的な任期付職員も考慮してますといったときに、タイミングよくという言い方をするとおかしいかわかりませんが、広域市町村圏事務組合の機能がいすみ市に移動して、あの建物の場所が何も使う予定がないといったときに、輪島市は観光課が本庁舎にないのです。昔の駅を改築して、駅に観光課を持ってきています。そして、ヘッドハンティングでJTBか大手デベロッパーの部長級を引き抜いて、誘致室長にとかと、そういうふうに思い切った誘致をやっています。だから、跡地利用の活用方法の一つとして、あの大駐車場が整備されます。水道課の所有地に観光商工課が独立して、移設して、そこに新しい人材と新しい店構えをつくって、勝浦市の観光について非常に特化して進めていきますよと。駅前通りからもつながっています。大型バスも来ます。そういった攻めの姿勢を考えるための用地として、ただ水道課云々という話ではなくて、あそこは水道課が何回も入ったり出たりしています。だから、水道課にとって特別必要な場所ではないので、今回、駐車場を暫定的な取り扱いをしながらでも、あそこに思い切って観光課を持って行って、独立させて、そこに任期付職員も配置して、勝浦市は観光行政について特化していくよと。中房総ネットワークでイニシアチブをとっていくというふうな思い込みを含めて、ぜひ、そういう活用方法も思い切ってやられたらどうかということ考えているのですが、それについてどうお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

課のことでございますが、今のところ、課の設置条例を変えるだけの提案だということで、要員配置については考えていないと。そんなことないですよ。企画課の中で現有勢力があるわけですよ。これを減員してやっていきますという攻めの姿勢ですよ。減員してやっていくというのは、増やしてやっていくというのは当たり前の攻め方。少数は精鋭になるということ、少数になればなるほど精鋭になっていくのです。増やせば増やすほど精鋭になりません。これは民間の論理の中で勉強されれば、おのずからわかることなんです。だから、そういった思いの中では、業務が増えましたから職員が増えるというイコール的な発想というのは、これからの時代ではないということを含めて、いかにして重要な業務のほうにマンパワーを結集させるかというようなことの中で要員配置を考えていただきたいということと、総務課の中に消防及び防災に関することを置くと。私が言いたいのは、総務課の中に例えば防災危機管理室を設置しますよと言えば、市民に対しても、そういうふうに特化して重きを置いてやっていくんだと。役所はサービス業ですから、そういった見やすい、松戸市のすぐやる課の交渉だとかそういうのも、市民の目線に立った課なわけです。

そういうことを含めて、ただ単に課をつくる、課の名前を変えるだけでなく、実際にそういうふうに危機管理防災室とかということもいいんじゃないかということを含めて、そういうお考えはないのかどうかということで、もう一度質問いたします。以上です。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 今まであった広域市町村圏の事務所の跡地につきまして、今、ご提案があり

ました。今検討しているということでございますので、そこら辺も含めて貴重な意見として検討したいと思います。

定住促進の関係ですけども、観光で今度、任期付職員を採用するというところでございますけども、観光というのは、これから交流人口を増やすということでございますので、今度の観光の職員にもそこら辺の定住促進、これは交流人口と密接に関係しますので、そこら辺も含めて担当してもらおうかなということも考えております。いずれにしても、ただこういう新たなセクションがあったから人を増やせばいいというものではなくて、まさにマンパワーでございますので、そこら辺をうまく考えながら配置をしたいと考えております。

○議長（丸 昭君） 次に、関副市長。

○副市長（関 重夫君） 消防防災関係の危機管理室等も本来はそういう専門部署をつくるんじゃないかというご提案だと思いますけども、確かに大きな市、部制をしている市につきましては、そういう危機管理室とか消防防災課を単独課として独立することはございますけども、現在、勝浦市の中の組織といたしましては、総務課の中の消防防災係でこの対応は可能であると判断して、この改正案を提案させていただいたということでご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。土屋議員。

○13番（土屋 元君） 夷隅郡市広域市町村圏事務組合の移動する理由がいまだに、なぜ移すのかという理由を聞いていませんので、それをお答えいただきたい。移す理由ですね。

それから、課の設置条例に関することで、3度目の質疑になりますが、前山口市長は公約で有害鳥獣対策室を設けますと。できたのは対策班でした。これは公約違反だと思います。そういった中で、室と班では重さが違う。市民に対する印象も違う。そういった思いの中で、業務ができるかできないかよりも、市民目線に立って防災危機管理室を用意しましたと出すのか、総務課に消防防災業務を移しましたじゃ、全然インパクトが違うということです。だから、市民目線に立って、そういったものも必要じゃないかという中で、そういう呼称も十分検討されると。昨日、一般質問で同僚議員から命名権の話がありましたが、そういった中で、今ある既存のいろんな名称ということについても、市民の期待を考慮したものを検討して、ぜひ努力していただきたいということをお願いいたします。以上です。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 利幸君） それでは、広域市町村圏事務組合の移転にかかわります件でございますけれども、私のほうで聞いておりますことにつきましては、管理者が変更となりまして、現在、いすみ市長が広域市町村圏事務組合の管理者となっております。そういう関係がございまして、事務所の移転もそれに伴うものということで話を聞いております。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。刈込議員。

○17番（刈込欣一君） 私も議案第55号でお伺いします。まず、環境防災課、今、清掃センターも持っていて非常に業務が多いということが一つだと思うんです。それともう一つは、災害時の指揮命令。市長が本部長になって、それで消防団の人たちは兵隊という言葉はちょっとおかしいんですけど、実行班というふうになっていると思うんです。そこら辺で総務課長はその間に入っていて、組織の命令、指揮命令がきちっとできるんだらうということでなったんだらう。私も前に消防は総務課でやっていたと。今度の災害で大変だ。組織命令はしっかりいかない

じやなかろうかというようなことを思って改編したんだと思っていますけど、そこら辺のところをもう一度聞きたい。

この前、お話しした中で、組織の充実を図り、効率的な運用を図る目的ですよというようなお話をしていましたので、組織の充実とはどういうことか、また効率的な運用とはどういうことかということで、お話を聞きたいと思います。以上です。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関副市長。

○副市長（関 重夫君） 1点目の現在、環境防災課長が清掃センター事務所長を兼務しておりますけれども、これらは確かに議員ご指摘のとおり、従来ですと、消防、防災、今、問題になっていきます環境関係、それと清掃センターの業務を兼務しているということで、確かに事務量としては多いというふうに感じております。それもありましたので、今回、環境防災課の組織を見直したということでご理解をいただきたいと思います。なお、人員配置につきましては、先ほど申し上げましたように、今後の人事のほうで検討したいと考えています。

2点目の消防防災係は、もとは総務課にございました。平成12年に大きな組織改編をやりまして、そのときには、消防防災につきましては当時の庶務課でございましたけれども、そこで非常備消防と防災、防犯に関する事務を主体として行っておりまして、一方、環境につきましては清掃センターのほうで環境部門を行っておりまして、両方の係がそれぞれ事務が増えてくるということで、この際、独立して市民の生活の安全を守るためということで、環境面の市民の安全の確保、防災関係の市民の安全確保ということで、平成12年に環境防災課として独立をさせたものであります。それを今回、またもとに戻すということなんですが、元に戻すといえますか、消防については総務課に戻して、果たして組織がうまくいくのかというご質問だと思いますけれども、災害対策本部等の設置につきましては、市の地域防災計画の中で市長を本部長としまして命令系統が定められておりますけれども、その他、先ほど申し上げましたように、総務部門でやったほうがより効率的にいいだろうと。

もう一つ、組織につきましては、交通安全と防犯に関する件については、今回は消防防災係から外してありますので、消防と防災だけに集中できるということで、命令指揮等につきましても、実際に火災が起きた場合については、現在、環境防災課長が係員と一緒に現場に駆けつけておりますけれども、今回、総務課のほうに移りますと、総務課長がすべての火災現場等に行けるかどうかは、いろいろ事務の関係もありますので、組織としては難しい面も出てくるかもしれませんけれども、その辺は担当係長、また消防団長もおりますので、そういった面では担当係長でも十分指揮はとれると感じております。したがって、そういった面では組織の強化が図れるというふうに私どもは考えております。そういった面で組織の充実を図ったということでご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

○5番（渡辺玄正君） 一、二点ご質問させていただきます。先ほど第7条の特定任期付職員に対する給与等の問題が出ておりましたけれども、短期ということでもありますけれども、再任ということも認められるようですし、昇給の面についての基準というものはどうなっておるのか、1点。それから、この想定される観光専門、また建築関係の専門ということでございますけれども、この条例を見ますと守秘義務とか罰則、そういう面には触れられていないように感ずるんですが、その点の扱いについてはどのように考えておるのか、確認させていただきます。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関副市長。

○副市長（関 重夫君） お答えをいたします。特定任期付職員の関係の昇給ということですが、これにつきましては、条文でいきますと、第7条の第4項で、手当は出ませんが、業務をやっていた内容、非常に効果があった場合につきましては、特定任期付職員業績手当ということで特別な、これはボーナス的なものですが、それを支給するということで考えております。例えば、一般の任期付職員につきましては、一般の職員と同じように昇給がございます。

それと罰則規定ですが、ここについては罰則規定はうたっておりませんが、実際に市の職員となりますので、地方公務員法等、すべての法律に適用されますので、それによって罰則規定がありますので、そちらを適用するということになります。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。佐藤議員。

○7番（佐藤啓史君） 私のほうからは、議案第55号の1点だけ。前々段者のほうで質問されてましたけれども、環境防災課が生活環境課にかわる、そして、今、兼務している清掃センターと、この組織改編によって生活環境課の課長が引き続き清掃センター所長を兼務するのかどうか、それについて確認の意味でお聞きさせていただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関副市長。

○副市長（関 重夫君） お答えいたします。先ほど申し上げましたように、このまま兼務を続けるかどうかにつきましては、今後、4月1日付の人事異動に際しまして、今後検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。板橋議員。

○18番（板橋 甫君） 議案第57号の件でお聞きしますが、先ほど市長のほうからも専門職の話がございました。それは非常に結構な話です。観光の分野とか建築の分野にオーソリティーを入れていく。非常に結構なんです。ただ一つ、私は勝浦市の基幹産業である水産業、水産課に、副市長も当時、水産課の課長をやられた経験がございますけれども、勝浦市の場合、皆さん、ご承知でしょうけど、網漁業じゃないですね。いわゆる釣り漁業なんです。一本釣りなんです。地先には全国でも非常に珍しいほどの磯根を持っています。水産課にそういうオーソリティーや技術者でも、栽培漁業をこれから推進していきましようということで、かなり市のほうでも力を入れてアワビの種苗放流だとか、そういうのを中心にやっていますけど、すべてが現場任せなんです、組合任せ。専門家から言わせれば、私もいろいろ携わったことがありますけど、技術指導をしてやっていけば、勝浦市の場合、磯根漁業は相当の収益が上げられる部分を持っているんです。だから、そういうオーソリティーを入れて、組合指導だとか、漁民の指導だとか、そういう形でやれるような専門家がいれば、漁業者の所得の増大にもつながっていくというふうに思っているんですけど、今、組合も、ご存じのように、漁業者の後継者不足。それから組合合併も、私が見ている限り、なかなか進展していかない。だから、そういうものも促進する意味からも、私はそういう専門職を、どういう人を採用すればいいかわかりませんが、勝浦市の水産が発展するような基礎を組合や漁民に普及させていくというような指導的な職員をぜひひとつお考えになったらいいかなと。

勝浦市の漁港を見てみると、かなり老朽化している漁港も多いんです。極端なことを言えば、東部漁港の沢倉の港に係留している漁船なんていうのは、今、ほとんどないんじゃないですか。

港ががらがらになっちゃっている。川津の港もそうなんです。かつては船揚げ場にばっという漁船が、私が見た目では、船揚げ場の半分ぐらいの範囲の漁船しかいなくなっちゃった。だから、漁港の活用とか、そういうこともこれから十分考えていかれたらいいかなと思っているんですけど、水産業については勝浦市のこれからの基幹産業で、非常に難しい時代に入っていますので、そういうことを専門的にリードしていかれるような、そういう専門職の方もぜひ必要だなというふうに考えるんですけども、それは私の要望なので、その辺も十分考慮して、専門職を採用するときには、勝浦市の水産がこれからの難しい時代を乗り切るためにも、ぜひひとつお考えになっていただきたいと思うわけです。これは私の希望なんですけども、その辺についてご答弁があれば、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関副市長。

○副市長（関 重夫君） 水産業のオーソリティー、たけた方を今回の任期付職員で雇ったらどうかというご提言ですけども、確かに議員ご指摘のとおり、そういう職員を雇うことは可能は可能です。ただ、現在、栽培漁業等につきましては、県の水産事務所、あるいは水産研究センターのほうでいろんな技術的なものを指導されておりますし、例えば、アワビの稚貝の放流事業につきましても水産事務所等でいろいろ会議を開きまして、いかにしたら効率よく育つか、そういった面で研修会も開いておりますので、当面はこういう水産事務所、あるいは研究所のほうのご指導をいただきながら進めていくべきだというふうに考えております。今回は、これらの任期付職員の採用に当たっては、現時点では考えございませんけども、これから先、そういう状況が必要であれば、また検討する余地はあると考えております。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。板橋議員。

○18番（板橋 甫君） 今、副市長の答弁で、水産事務所のお話がありました。水産事務所の職員がそういう指導されているのもわかっています。けども、そういう職員は定期的に異動で、いいことも言いながら、そういう事業も展開するんですけど、それも異動によって切りかわっていつちゃう。そういう指導的な、私から見ていて、これはすばらしいという職員もいましたけど、そういう職員のいるときには、そういうことでやるんですけど、いなくなれば、もうそれでおしまいになっちゃう。例えば、私が水産課を担当したときに、市場では付加価値がないような魚を勝浦市でいかに外に向かって売り出していこうかというような会議もあって、そういう職員がいたときには盛んにやるんですけど、いなくなればなくなったで、そこでぱしゃっと終わりなんです。ですから、これは水産事務所の指導もわかっていますが、勝浦市にそういう職員がいて継続的な、そういう勝浦市の実情をよく知っている人をそこにはめ込んでおけば、将来的に勝浦市の水産にも、この分野は光が見えるなというようにいい結果が出ると思うので、そういう点もお考えになって、この専門職を採用するときには、ぜひひとつ頭に入れておいていただきたいと思います。以上です。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 本市の水産業はまさに基幹産業でございます。今お話があったように、いろいろ難しい問題もある。後継者の育成の問題もありますし、統合の問題もありますし、これから水産業をいかに維持をしていく、また、これをさらに発展させていくというのは非常に難しい、ちょうど過渡期に入っているというのも認識しておりますので、ご意見等を踏まえて、これから検討していきたいと思っております。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。黒川議員。

○14番（黒川民雄君） 議案第55号で環境防災課が生活環境課ということで、また総務課のほうに前段でもお話ありましたが、消防と防災が移るということで、特に課内での係の変更、業務の変更はないものだというふうに感じています。というのは、副市長から先ほどお話があったように、平成12年には元庶務課、その中に係として存在したということも十分承知しておりますけれども、先ほどのお話では災害時、私も先日、一般質問でお話しさせていただいたように、その指揮命令系統の直結、また、そこに対する庁内の体制の強化だということで、これは非常に有意義であるし評価をするものであります。しかし、前段者からお話がありましたように、その中で特に課内で特化をするような任をいただくべく、何々班であるとか、何々室というような位置づけは、課内で調整ができるものであれば、いただきたいなと考えます。というのは、以前、税務課でも課内を2つに分けて特化するという前向きな庁内の編成があったはずですね。ところが、それが私が言うまでもありませんが、今は税務課として立ち返っているわけですね。それが是か非かということ踏まえるわけでもありませんが、そういう意味では特化すべく12年に独立して、市民の安全の確保のためにと、環境防災課に消防も防災も、また交通も防犯もということで、それに臨んだわけですが、そうではなく、より一層の強化のためということで総務課に立ち返った。戻されたのではなく立ち返ったということであれば、それなりの位置づけ、せめて名称をいただくべきではないのかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関副市長。

○副市長（関 重夫君） お答えいたします。係の名称でございますけれども、今回の条例改正につきましては、消防防災に関する事ということで、これはあくまでも総務課のほうに1号を加えるということで、係の名前までは今回の条例改正では出てきておりません。各係の名称につきましては、勝浦市行政組織規則で各係の係名を規定いたしますので、これにつきましては、今後、検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（丸 昭君） 午前11時15分まで休憩いたします。

午前10時57分 休憩

---

午前11時15分 開議

○議長（丸 昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。磯野典正議員。

○1番（磯野典正君） 私からは、議案第54号の広域市町村圏事務組合の件ですが、先ほど前段者のほうからもお話があったのですが、この場所がいすみ市に改められるということで、この施設が観光の拠点のセンターというような話がございましたけれども、商店街の中で、今まで商店街の方々が運営してました朝市楽座という施設があったのですが、これは震災の影響で9月から使えなくなった状態で、今、商店街で一生懸命やっていた方々が場所がなくて困っているような状態でもありますので、駐車場の計画等もございしますので、ぜひあそこにそういった施設があればいいのではないかなと非常に思うのですが、その辺について、例えばそういった施設としてまた考えることができるかどうか、お尋ねします。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関副市長。

○副市長（関 重夫君） 朝市楽座が現在休止していることは存じ上げております。先ほど市長から申し上げましたように、市民会館跡地について駐車場としてとりあえずは整備するところでございますので、これから観光客等もかなり利用されると思います。したがって、観光面、あるいは朝市楽座等の使用も含めまして、今後、検討させていただきたいと思います。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。末吉議員。

○15番（末吉定夫君） 議案第55号の課設置条例でお聞きしたいんですけども、これは確認なんですが、今度、生活環境課になって、今まで環境防災課長は清掃センター所長と兼務をしておったんですが、これは今後も兼務するのでしょうか。これは4月1日にならなきゃわからないなんて言われれば、それまでなんだけど、冷たいこと言わずに、ひとつその辺のところをお聞きしたいのと、生活環境課という名前ですが、これは当然、市民のためのものだと思います。私、単純な人間ですが、この生活環境課の上に、せっかくですから市民生活環境課というふうにつけたらいかがかなというふうに考えておるんですが、その辺のところ、ひとつお聞きさせていただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関副市長。

○副市長（関 重夫君） 1点目の現在環境防災課長が清掃センターの所長を兼務しておると。兼務を解除すべきじゃないかというようなご質問だと思いますけども、これにつきましては、先ほどもご答弁させていただきましたけど、今後の人事異動のときに検討したいと考えております。

2点目の生活環境課の名称ですが、その上に市民生活環境課とつけたらどうかというようなご指摘ですけども、いろいろ課の名前につきましては、私ども検討させていただきました。市町村によっては環境生活課とか、うちのほうと逆になりますが、そういった課もありますし、市民生活課というところもございます。今回の場合につきましては、冒頭、ご説明申し上げましたように、環境面、防犯、交通面、そういった面で市民の安全・安心を守る課ということで、環境も含めまして生活環境課というふうにつけさせていただきましたので、今回の条例案でございますこの生活環境課として私どもは考えております。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。末吉議員。

○15番（末吉定夫君） 今、副市長から清掃センターの兼務、また、考えているよということですが、今回、消防防災をとったからといって、今の環境防災課の業務がかなり減ったというんじゃないくて、それをまた兼務させるということになりますと、生活環境課長になった人が仕事が大変だと思っそうですね。清掃センターとこちらにある仕事というのは全く違うものであって、そんなこと言っちゃ失礼だけど、今、目羅課長も2つを兼務して、答弁にも困る場合もあるように見受けられるんですよね。できれば、課長を2人つけるというんじゃないくても、昔、学校給食センター、そこで課長職じゃなくても所長という形でやったときがあるんですよね。そういう形でも清掃センターは清掃センターで一つの専門というか、ある程度、知識を持った人でないと非常にかわいそうではないかと。そして、この生活環境課として、課長がいて、しっかりやっていただくというふうに思っんですけども、その辺はどんなものなのかなというふうに思っております。

それともう一つ、今、前段者の磯野議員、またその前の土屋議員のほうから広域市町村圏の事務所の移転、その後の使い道ですが、私は土屋議員の意見にも大賛成だし、また、磯野議員

にも賛成です。市長にも申し上げたいのですが、前向きに検討するというようなお話もあったんですけども、ぜひ、もう一度、新たに磯野議員の朝市楽座、そういうことも入ってきましたので、その辺のところをお聞きできればと思っております。以上です。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関副市長。

○副市長（関 重夫君） 清掃センター所長との兼務につきましてですけども、人事につきましては今回の清掃センター、あるいは生活環境課の事務量とも含めまして、総合的に判断せざるを得ませんので、現時点でどうするということは判断できませんので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

それと、広域市町村圏事務組合事務所の跡地につきましては、先ほど来からいろいろ観光面、場所的にも非常にいい場所であるというようなご提案もございますので、今後の跡地利用につきましては委員会等もございますので、十分検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。末吉議員。

○15番（末吉定夫君） 前向きな答弁というふうにとらえていいものかどうか分からないけども、あと3カ月ありますから、ひとつ兼務の件と市町村圏事務組合の跡地の利用、これはよく考えていただいて、我々議員の意に沿うような考えをよろしくお願いしたいと思います。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） これをもって質疑を終結いたします。ただいま議題となっております議案第54号ないし議案第57号、以上4件は総務常任委員会へ付託いたします。

---

○議長（丸 昭君） 次に、議案第58号 勝浦市暴力団排除条例の制定についてを議題といたします。本案につきましても、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。佐藤議員。

○7番（佐藤啓史君） 私は総務のほうでまた詳しく聞きますけれども、1点だけ。「第2条第2号に規定する暴力団をいう」、また、その後の暴力団員のところの「法第2条第6号に規定する暴力団員をいう」となっておりますが、この部分について具体的にどういうものが暴力団で、どういうものが暴力団員なのかという部分のご説明をしていただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。目羅環境防災課長。

○環境防災課長（目羅洋美君） お答えいたします。条文にございますように、暴力団につきましては、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律ということで、第2条第2号、その中に「暴力団、その団体の構成員が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう」ということで、暴力団員につきましては、この暴力団の構成員をいうというふうに定められております。

具体的には、暴力団とか暴力団員の認定については、暴力団対策法の規制に係るものとして、厳格な審査を経て、全国一律的に警察が行っているものということで、個々具体的な事例をもって、その中で警察に照会して、その者が暴力団なのか、暴力団員なのかというところが判断されるということでございます。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。佐藤議員。

○7番（佐藤啓史君） 私の解釈でいきますと、指定暴力団と言われるものと、指定暴力団と言われ  
るのは広域的なものというところからいっているんですけども、指定暴力団になっていないもの  
でもこの暴力団に該当するののかという話で、例えば、我々の知らないところで、実は暴力団だ  
ったというようなことがあるかもしれない。市民も含めて、そういうことを知らない中であっ  
て、この条例によっていろいろなトラブル等が発生する可能性もある。また、そういうのも含  
めて、今、聞いたわけですけども、ここの暴力団排除条例の第2条でいうこの暴力団及び暴  
力団員が、実際に勝浦市内に該当するものがあるのか。今現在、そういうのがわかるのであれ  
ば、お示ししたいかと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。目羅環境防災課長。

○環境防災課長（目羅洋美君） お答えします。勝浦市内に実際に暴力団と言われる団体、そういう  
構成員がいるかということでございますけども、これについてははっきり言える根拠というもの  
はありませんので、先ほどご答弁申し上げましたけれども、そういう事例があった場合に、警  
察に問い合わせる。それによって、その者がそういう組織の者なのかどうかというこ  
とは判断されるということでございます。ちなみに、県内の大きな情勢としては、県内には約  
2,500人暴力団員がいると。その大きなものが住吉会系とか、稲川会系、双愛会というふうな3  
つの団体と伺っております。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。佐藤議員。

○7番（佐藤啓史君） 初めから暴力団とわかっている、あるいは暴力団員だってわかっているの  
であれば構わないんですけども、わからない場合というのは非常にある。言葉的に適切じゃない  
かもしれないけど、企業舎弟とかというような言葉も使われてますけれども、そういうもので  
あったり、あるいは看板は全く暴力団の看板じゃないんだけど、実質中身は暴力団だった  
というようなケースも考えられるわけございまして、そういうことも含めて、この条例を制  
定する上で、そういったこともきちっと調べていただきたいということをお話ししまして、あ  
とは委員会のほうでまたやらせていただきます。以上です。答弁は結構です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木克己君） 私もこの議案第58号ですが、この条例といいますか、暴力団を排除というの  
は、それは世論の求めるものでありますし、今回、この条例を提案されたということは非常に  
よいかと思います。また、県内においても、それぞれの自治体で排除条例を制定してきており  
ますので、殊に勝浦市は観光のまちと言われる中で、特にこの夏場の、昔は権利がかかってい  
たようですが、海の家が海水浴場にはどうしても必要な部分ではあります。そういうところ  
で勝浦市は、今まで海の家については非常に組織がかたくて、絶対に暴力団というか、今言っ  
たように暴力団がだれだということじゃないんですけども、そういう組織の人たちを入れないとい  
うことであります。事、夏になると、見た目で判断してはまずいんですけども、そういうような  
方もいるようにも聞いております。ただ、ここについては、この排除条例制定後には勝浦市は  
暴力団排除条例制定のまちだよということと、あと海の家なり海水浴場、人のかかわるところ  
について、裏の部分ははっきり言ってわかりませんが、表立って、人のかかわる部分について  
は、排除条例制定のまちだと、また制定してあるということをおおきくPRすることも必要じゃ  
ないかと思いますが、そういうことについて看板というか、知らしめる方法をとっていただけ

るのかどうか、お伺いします。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。目羅環境防災課長。

○環境防災課長（目羅洋美君） 暴力団排除条例を議決いただきました折には、4月の条例の施行までの間に周知等を図りたいと考えております。また、看板につきましては、現在、暴力追放の都市宣言の看板が設置されておりますので、その辺との兼ね合いで今後検討したいと思います。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木克己君） 今言われた暴力追放宣言のまちというのは、それは当然のことだと思いますし、条例制定というのは、それよりもっと重いものだと思います。よって、海水浴場の入り口等にも、そういうものを設置することによって、今、非常に苦情も多いところもあると思いますので、ぜひともその辺もご検討いただければと思います。答弁結構です。よろしくお願いします。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。寺尾議員。

○12番（寺尾重雄君） 先ほど来、第2条の件、そして第4条、第5条、これ、各地方自治体、千葉県を含め、ほかのほとんどの県はこの暴力団排除条例、この10月1日からの制定で、マスコミ等でも騒がれている。この責務について、確かに暴力団、広域指定暴力団、そして中には右翼団体、紙一重の右翼団体、あるいは暴力団と言えるのかどうか、若い世代でも、今、女の子でもタトゥー入れて歩いている方もおるんですけど、この辺の責務について、どこをどのように責務として持っていくのか、難しい問題あるんですけど、この条例制定については、暴力団排除条例として持っていかなければいけない。この第9条の入札の問題ですね。この辺は潜伏されては判断がつかない。後でわかったときに、それをどうするか。そういう問題もあろうかと、警察に報告するということになっているんですが、警察のほうでの指導のもとに、この暴力団排除条例を制定していかなければいけない。ほかの自治体もそうなんですけど。この辺、今、マスコミ等でも飲食等、鉛筆一本に対しても難しい面で置かれている暴力団排除条例の中で、この辺がどのように持っていくか。制定することはいいんですけど、職員の皆さんも難しい、また、市民の皆さんもどのように扱うのか。とにかく周知しなければいけない問題はわかるんですけど、これを周知していくのには、前に言われた同僚議員の方もおるんですけど、この辺の周知を勝浦市としてどうしていくのかなと思うんです。その辺で方向性がわかれば教えていただきたい。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。目羅環境防災課長。

○環境防災課長（目羅洋美君） 周知ということでございますけれども、県のほうでもいろいろなパンフレットを出しておりますので、そういうものを参考に周知をしていきたいと思います。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。寺尾議員。

○12番（寺尾重雄君） 難しいからどうするというのは、とにかくやるしかないんでしょうから。ただ、たまたま知らないで、それをあれして、後からちくりみたいなことであって、一般人はまあいいでしょうよね。職員の皆さんが仮にそういうことであって、ちくられて、その辺の処理は市長、どうしたらいいのかと。こういうものを条例としてつくる上で、たまたま接したら職員がちくられたという話もマスコミ関係ではあるもので、その辺、ご了解願いながら、しっか

りとやっていかなければいけないのかなと思っています。市長に意見ちょっと。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） この暴力団排除条例、今回、県のほうも条例ができたし、それから関係のところも、いすみ市は12月に、大多喜町、御宿町、この近隣もそれぞれこの排除条例を提案をしています。これは警察のほうからも強い要請もありまして、こういう条例を今回お願いをしているわけでございますけども、この中の一番の運用は、警察当局と情報を交換しながら暴力団を排除する。暴力団であるかどうか。先ほど言った認定等も非常に難しいんですけども、それは我々が知らない裏の世界が非常に多いので、そこら辺の情報は警察当局が持っていますし、こういう条例がないと、警察のほうも情報提供できないというような話もありますので、こういう理念的なものも非常に多いんですけども、この実際の運用に当たっては、こういう条例を制定して、警察当局と連携をとる、これが一番のみそではないかというふうに考えています。よろしくお願いします。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 初歩的なご質問で恐縮なんですけども、今の市長のお話でややわかったところはあるんですけども、なぜ、今この条例を勝浦市で制定するのか、今までなかったものですよ。今、制定する必要があると。それは県とか警察との関係で今、お話あったんですけど、なぜこういうものを制定する必要があるのかという点につきまして、現実には勝浦市にそういうものが見受けられるということではないようですので、なぜ、今、制定しようとするのかを、いまいし詳しくご説明いただけないのでしょうか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） この勝浦市の中で、今、現実にはこういう暴力団がどうのというのはわかりませんが、これは県下オール千葉県で、県は県で県全体まとめた条例もつくりまして、各市町村は市町村でつくるということで、暴力団だって1カ所にとどまっているわけじゃありませんので、現実には海の家なり、また、飲食業においても、暴力団が入る可能性もあるわけで、これはよそから来るということもありますし、住所を勝浦市に定めてなくても、極端に言えば、東京からも勝浦市をコントロールするというような場合もなきにしもあらずだと思いますので、各市町村もそれぞれこういう条例をつくって、持って、取締り当局と連携をしながら、もしそういうものが来たときには、直ちにそれを排除する。そういう姿勢をこの条例でつくって持っておくというのが必要であるというふうに思います。実際に我々が取り締まりできるわけではございませんので、これは取締り当局がやるということです。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） これをもって質疑を終結いたします。ただいま議題となっております議案第58号は総務常任委員会へ付託いたします。

---

○議長（丸 昭君） 次に、議案第59号 訴訟上の和解についてを議題といたします。本案につきましても、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。ただ

いまのところ通告はありません。質疑はありませんか。寺尾議員。

○12番（寺尾重雄君） 毎度毎度申しわけないんですけど、議案第59号に関して、これは同僚議員いる中で、和解の方向で最初から言ってきた話ですね。勝浦市には53地区、課長たちもいる中で、登記所も燃え、わからない中で、ここだけ経費をこの六、七年、入れてきた件があらうかと思っています。その経費全体、今までどのくらいかかって、この和解の内容について、私も議会で何回となく、これは和解して、解決して、後ろの人の車が通れる状態で解決できないのかと、前市長のときからさんざん申し入れてきました。そこで、やっと市民の血税を使いながら、当然、市の財産を保全する意味でやってきた中でありますけど、勝浦市はとにかくそういう趣の案件が多い中、ここだけに相当の経費が入っているかと思っています。その和解条件をどのような方向で持っていくのか、これをご説明願いたい。以上です。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。藤平都市建設課長。

○都市建設課長（藤平喜之君） お答えいたします。今回の訴訟に対しての原因であります筆界特定からの経費ということでお答えいたします。筆界特定時に66万712円、訴訟費用で62万5,000円、今回、和解成立いたしますと、成功報酬として予算計上をお願いしております21万円ということになります。

さらに、その前段の土地の境界の基礎調査いうところから入っておりますので、そちらが93万2,662円、境界確定業務で33万2,860円、平成19年に訴えがありましたので、そちらの訴訟の着手金で31万5,000円、成功報酬で20万円、以下、先ほど筆界特定から申し上げました金額になっております。

それと和解の内容でございますが、議案でお願いしてありますとおり、当初は被告に建物撤去と訴訟費用の負担というようなことで提訴しております。和解の内容といたしましては、筆界特定を市も被告も確認をする、了承する。また、構造物については改築の際に撤去する。事前に設置できる境界標については、市で設置いたしまして、設置できません境界標については本件構造物が撤去された時点で設置をする。あと、もろもろですけれども、市が境界標を設置するときには協力をする。原告はその余の請求を放棄する。訴訟費用は各自の負担とする。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。寺尾議員。

○12番（寺尾重雄君） 実際、当初から350万円前後のお金をかけて和解、藤平課長もそのときにはまだ課長ではなかったと思うんですけど、前段の課長たち、あるいは職員の方たち、あるいは前市長に対して、和解しろといったら、これは財産を守る意味で最終までやると。どうしてもそこに勘違いがあつて、最終的には和解という方向でよかったなど。別に彼たちを知っているからそういう話ではなく、市全体としての方向性の中で、今後もそういう方向で持っていかなければいけない。そのときの政治的な思惑で、その1点だけをやって350万円の経費を使いながら和解ということは、それはほかの市民から比べれば、とことんやりなさいよという話もあるでしょうけど、勝浦市全体としてはいろんな方面の勝浦市の土地の難しさがある中で、今後、できれば、お互いの話し合い、人口も少ない中で人間関係に遺恨が残らないようにとさんざん言ってきたんですけど、そういう方向で、今後はこういう問題を解決していくのが妥当策じゃないかと。そうでない以上、ここにお金ばかり使って、市税も厳しい中、この辺のことは執行部全体で、市長にもその辺のお考えをお聞きしなければいけないんですけど、市長もまだ勝

浦市のそういう土地事情のこともよくわからない中だと思うんですけど、その辺、どうでしょう。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） これは、前々からこの問題があったようでございまして、私も来て、この話をいろいろ聞かせていただきました。先ほど議員、質問の中でも政治的な話というような言葉も出てまいりましたが、ただ、あのときには細い道、あそこをどういうふうに取り扱うか。近隣の住民の皆さん方との問題もあったやに、そのときは聞いております。ただ、私のそのときの気持ちは、あそこは車が通れないわけではないので、また筆界特定もこういう形で一応了解しているということなので、ただ、現実的には建物が少し出っ張っている、こういうような状況もある中で、周りも納得しているんだから、早く和解したほうがいいだろう、私はそういう気持ちでございました。

ということで、今回、裁判官のほうからこういう和解の提案があつて、一応、相手方のご理解をいただく、また、こちらのほうもこれでいいだろうということで、こういう議案を提案させていただいたということで、非常によかったなというふうに思っております。

ただ、前のいろんないきさつについては、私は細かいことはよくわかりません。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） これをもって質疑を終結いたします。ただいま議題となっております議案第59号は建設経済常任委員会へ付託いたします。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時52分 休憩

---

午後 1時00分 開議

○議長（丸 昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第60号 平成23年度勝浦市一般会計補正予算、議案第61号 平成23年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第62号 平成23年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第63号 平成23年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、議案第64号 平成23年度勝浦市水道事業会計補正予算、以上5件を一括議題といたします。本案につきましても、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。なお、質疑に際しましては議案番号を、事項別明細書はページ数をお示し願います。

前もって通告がありましたので、これを許します。岩瀬洋男議員。

○8番（岩瀬洋男君） それでは、議案第60号 平成23年度勝浦市一般会計補正予算について、73ページを中心とする市民文化会館全般に関する質問でございます。11月28日の本会議の初日に全員説明会で説明は受けておりますが、ほとんど詳細が説明されておられません。その折、質疑で聞いてくださいというようなお話でございましたので、この市民文化会館に関しまして、まず1回目には基本的なことについて質問をさせていただきたいと思います。

まず初めに、敷地の面積について。今までの市民会館跡地の敷地面積、これは6,896.34平方メートルであった。この辺の数字がもし違いましたら、後で訂正していただければと思いますけれども、今度、新しくグラウンドのほうで計画されるわけですが、そこにおける敷地面

積はどのくらいの大きさであるかということが1点目。

2つ目は、施設全体規模、以前の資料がそういう表現でございましたので、その表現を用いさせていただきますけれども、施設全体規模、以前は2,400平方メートルでありましたけれども、今度の施設ではどの程度の大きさを想定しているのか。

駐車場につきましては、以前は99台だったように記憶していますけれども、新しい施設では何台を想定しているのか。

説明は前回ちょっとありましたけれども、新しい施設での舞台、客席、その他、大体の概要と特徴的な機能がありましたら、改めてですけれども、ご説明いただきたい。

建設費関係ですけれども、今回も廃止案件なんかもあるようですけれども、その工事費関係なんですけれども、説明の中では新施設の今後の事業費の総額は24億円程度というふうにあります。私もどういふような形で質問をしていいか非常に難しかったんですが、純粋な建設費というのはどの程度あるのかということをお伺いしたいということと、今度800席に増やすことによりまして、当時の556席、計画であったときより新たにどの程度の建設費が増えてくるのかということ。それから、増えた分の40%が社会資本整備総合交付金になって、こちらのほうに入ってくると思われますので、残額の幾らが市債として上げていくのかということと、今度、返済になるわけですが、現在の予定では平成26年10月が開館予定ということでございますので、当初、どのような形で返済されるかわかりませんが、その返済の方法、何年間で返済するのかといったようなこと、あわせて金利を何%ぐらいと想定しているのか、最終的に何年か先に元利返済するときには、どの程度の金額を返済するというところで考えているのかということをお伺いします。

次に、維持管理費についてなんですけれども、これも資料によるとですけれども、跡地利用の556席のときは先進地を参考にするという表現で、大体1平方メートル当たり1万円の維持管理費がかかるというふうになっております。ですから、当時は2,400平方メートルで年間2,400万円程度の維持管理費がかかるということでございましたけれども、今度800席の想定になりますけれども、その際は維持管理費がどの程度の金額になるかということでございます。

次が、財政の負担に関しましてお伺いします。昨日もいろいろお話ありましたけれども、保育所の統合から始まりまして、将来、広域ごみ処理施設の負担金、給食センターの建設、学校の耐震化など、いろいろ想定される大きな事業がたくさん待ち構えているわけですが、今後、いろいろ補助金があるにしても、将来的には財政の負担が増していく中、今回556席から800席に増やすわけですが、そういったことも含めて、将来の財政の見通しをお伺いしたいと思います。

管理体制についてですけれども、管理体制も以前の資料では4つのパターンが想定されているようですけれども、今回は直営で運営をしようとしているのか、あるいは、指定管理者を含めて、外部も含めてその辺の管理を考えているといったようなことと、もうひとつあわせて、公民館の機能はどうしようとしているのかといったようなこともお伺いしたいと思います。

次に、席数の根拠ですね。今回800席になったわけですが、なったというか、今、そういうふうな提案になっているわけですが、過去いろいろ平成15年あるいは平成21年3月、委員会等で報告がありました。今回も説明会では、800席になったということで、敷地面積が増加したとか、いろいろな理由が書いてありましたけれども、その辺について、改めて説明をお

願いたいと思います。

最後になりますけれども、今度、明ければ、また設計のことになるわけですが、この設計業者の選定に当たっては、そういう形でそれに取りかかろうとしているのか、その理由もあわせて願いたいということでございます。以上でございます。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 市民文化会館の件で、今、いろいろ質問が出ておりましたけども、私のほうからは特に規模、800席ということで変更した理由等を中心にお話しさせていただきまして、あとそれぞれ担当からお答えをさせていただきたいと思います。

今回の市民文化会館の建設にかかわる考え方をお話しさせていただきたいと思いますが、これまでいろんな審議会なり検討委員会でいろいろ今まで経緯がございまして、一番初めは平成15年3月に、これは検討委員会でございますけども、そのときは既存の施設、前の市民会館の施設、848席と同程度の施設を建設すべきというような意見がございました。その後、平成20年3月に、これは審議会でございますけども、そこで答申が出されて、そのときは市の考え方や現在の施設の利用形態から、今の施設よりも小規模でよい、ホールについてはビッグひな祭りのメイン会場となる施設でもあるので、多目的に利用可能な施設がよいというようなことで、当時の市の方針が規模縮小の方針であったというようなこともありまして、このような答申になったというふうに思っております。

翌年の平成21年3月の検討委員会でございますが、このときはホールの客席数は550席から600席とし、文化的機能を重視した機能を持たせる。さらに、選挙事務だとかビッグひな祭り、各イベント会場となり得る多目的ホールとする。文化交流やいろいろな交流の場として活用できる施設にする、このような平成15年から平成21年にかけて、3回にわたる意見が出されております。

初め800席というのがあって、それから市の方針等を考慮して、規模を縮小するという答申があって、一部設計に入ったわけですが、そのときは恐らく財源の問題というようなのが中心であったろうというふうに思います。

ここのところ、いろんな検討の経緯を見ますと、これまではどっちかというと公民館な、社会教育施設のように、純然とした市民のみの利用形態でよい。したがって、550席から600席の中規模施設でいいんだというような考え方に終始した感がございます。

私は、これからの勝浦市の発展のキーワードというのは、交流というのが一つ、生活文化のレベルアップというのがキーワードの大きなものではないか。これがまた本市の魅力アップにもつながるだろうと。このようなことを進めることにおいて、企業誘致であるとか、定住促進だとか、人口の減少を食い止めるというようなことで、これから交流を進めていく必要があるだろうと思っております。

現在の本市の芸術文化の推進はどうかといいますと、勝浦市の芸術文化団体連絡協議会を中心にいろいろ活動をなされております。ただ、これからは、さらなる芸術文化を進めるという意味においては、もっともっとプロフェッショナルな水準を市民の皆さんに見ていただいて、芸術文化の水準のさらなる向上を図りたいというふうに考える。そのためには最低でも800席は必要だろうと思っています。

前の意見にも出ておりましたけども、利用者数が少ないから550席程度でいいだろうという考

えもありますけども、これはいろんな交流を進めることにおいて、800席を満杯にする努力をすべきだと思っております。他の市町村との交流機会も増やしていくような企画をすれば、これは利用者も増えるはずである。

もう一つは、宿泊施設が多い本市には800席の文化会館があれば、芸術文化事業以外にも各種団体の県大会であるとか全国規模の集会というのが開催可能でございまして、勝浦市を訪れる人が増えるということで、地域経済への波及効果も期待できるだろう。

今回のこの施設は可動式を今のところ考えておりまして、可動式になりますと、それが使われてないときは、ビッグひな祭り等のいろいろ各種催し物の開催もできますし、災害時の避難場所としても使える広い面積がとれるということでございます。今の実施計画の上でも800席にしたときの場合の財源手当も可能であるということでございます。

今回、この場所を旧来の三日月ホテルの前の従来あったところから、3.11を踏まえて、上に持ってきたということにおいては、位置等の検討委員会を開いて位置を変えたということもあるんですけども、そのときには規模等については審議をしていただかなかった。その時点では、当時のまだ556席ぐらいでいいのかなと、当時は考えておりました。しかし、先ほど議員からご質問ありましたように、今度の場所は市営の野球場ということで、建設用地も増える。駐車場台数も増加できる。何よりも、これからの総合計画を詰めていく中で、これから先40年余りにわたって使用していく施設であるということで、果たして556席が理想なのか。そういうことをもうちょっと考えよう。

もう一つは、先ほど出しましたが、社会資本整備総合交付金、本市の財政状況からすれば、これはぜひ使いたいということで、その申請期限が11月1日ということであって、非常に迫っております。それから、過去の検討委員会で今までの市民会館の848席と同程度の施設をというような意見もございましたので、いろいろ考えた末、10月17日開催の庁議で800席ということで決定をさせていただきまして、最終的に市長としての政策的判断で800席としたものでございます。

ぜひ皆さんにも、議員の皆さんにもご理解をよろしくをお願いをしたいと思います。そのほかのいろいろな点につきましては、関係課長のほうからご答弁を申し上げます。

○議長（丸 昭君） 次に、菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えいたします。私のほうから建設費について、財政負担について、管理体制について、それ以外のご質問に対してお答えいたします。

まず、1つ目の敷地の面積についてのご質問でございますが、市民会館跡地の敷地面積は6,869.34平米でございます。訂正させていただきます。新しい市民文化会館予定地の敷地面積は、今回12月補正で上程して確定いたしますが、今のところ約1万600平米あると思います。

次に、敷地の全体の規模についてでございます。跡地規模では、延べ面積が2,974.75平米計画されておりました。新しい施設では、これから設計業務を議員の皆様にご承認いただいた暁のお話でございますけども、約4,000平米ということで想定しております。

次に、駐車場についてでございます。跡地では100台程度ということで計画しておりましたけども、新しい施設では配置計画、平面計画等によって異なりますけども、約150台は確保できるのではないかと想定しております。

次に、ホール機能の特徴についてお答えいたします。まず舞台でございますけども、各種公

演、大会行事、音楽鑑賞会などで客席を利用する場合は、客席の前席を降下させて舞台を演出します。文化祭行事、ビッグひな祭り、災害時の避難所などとして利用する場合は、舞台と客席に段差のない平土間の舞台機能ということで考えております。

次に、客席でございますが、1階は電動式移動観覧席、2階は固定式としての機能を持たせようと考えております。

その他の機能といたしましては、1階は高齢者、体の不自由な方にも安全に利用していただくために、ロビー、廊下などを完全バリアフリー化を計画しております。

もう一点、公民館機能を併設した多目的文化ホールということで計画しております。

次に、維持管理費についてでございます。最近の文化会館類似施設の先進地事例では、1平米当たり年間7,000円程度の維持管理費が必要とされるという推計から1平米当たり年間7,000円程度と考えております。夷隅郡内の文化施設の平均値が大体7,000円ということで想定させていただきました。

次に、座席の根拠についてでございます。まず、1つ目の（仮称）勝浦市市民文化会館建設検討委員会、これは平成20年7月1日に発足しまして、この検討委員会からの報告、平成21年3月31日付で報告されました。その内容について詳細をご説明いたします。

そのときの報告内容では、市民文化会館の機能に関するということで、ホール客数は550席から600席とするということでありました。そこで、平成21年3月26日に開催しました検討委員会の協議内容及び結果でございますが、当時、元市民会館跡地の敷地が更地になった状態での建設位置の検討がなされました。近隣住民へ日照権などを配慮した場所に建てること。大型バスを含めた駐車スペースを最大限確保できることを条件にして、建設位置を専門家、当時は設計事務所のことを言っていると思います。そういう専門家に任せるという意見で、一堂同意されました。

機能と活用についての検討事項では、ホールの客席数、ホールの平らな部分の面積、舞台構造などが議論されましたが、現市民会館の、現市民会館というのは解体した市民会館です。その利用状況を考慮しまして、観客席は550席から600席、文化的機能を重視した機能を持たせること。加えて、選挙事務、ビッグひな祭りや各イベント会場になり得る多目的ホールにするという意見でまとまりました。さらに、文化交流やいろいろな交流の場として活用もできる施設にすることが意見として加えられました。

このような限られた敷地の中で、近隣住民へ日照権など配慮、大型バスを含めた駐車スペースの最大限確保する条件及び市民会館の利用状況を考慮しまして、観客席数は550席から600席の意見となったものであります。

それでは、最後の設計業者についてお答えいたします。建築設計者の選定方法につきまして、まず議員ご指摘の入札方式、コンペティション方式、プロポーザル方式とさまざまな方式がございますけども、まず入札方式というのが一般的に設計金額を入札で競わせて、設計者を選定する方式でございます。

コンペティション方式、これは設計協議方式というもので、発注者が複数の設計業者から対象プロジェクトについて設計案の提出を求め、その中から最もよい設計案を選び、その提案者を設計者に指名する方法でございます。

そして、プロポーザル方式についてでございますが、発注者が複数の候補者に対象プロジェ

クトの設計業務に対する設計体制、実施方法やプロジェクトに対する考え方、展開の方法などについて技術提案を求め、また必要に応じてヒアリングを行い、設計者を選ぶ方法でございます。

昨年は競争入札により契約業者を決定したところであります。これは過去の委託業務の入札結果を踏まえて、競争入札による場合、落札率が低く、経費の節減が大きく見込めるものと考え、指名競争入札を実施したものでございます。今回も競争入札、コンペティション、プロポーザル方式を検討したところであります。

まず、コンペティション方式についてでございますが、設計業者に設計案の提出を求めることから、設計業者に多少の経費を支払うこと、また業者の選定までにかかなりの時間と労力を要することから、この方式は採用しないこととしました。

昨年同様、競争入札による場合は経費の節減が期待されるところであります。今回の場合、社会資本整備総合交付金を利用して事業を実施する関係から、平成26年度じゅうに完成しなければならないという制約がある中で、プロポーザル方式による場合、参加業者の会社の経営状況、人員、設計の実績を評価することはもとより、参加業者に対しまして技術提案を求め、市の意向に対して最もよい技術提案を計画した業者を選定することが今回重要と考えました。

その課題の重要項目といたしまして、事業費は増額されること、その辺を考慮いたしまして、設計の工期、建築工事費及び建築工期を短縮させる方法、また建物を設計建築し、維持管理して、最後に解体、廃棄するまでの建物の全生涯に要する総額、いわゆるライフサイクルコストなどを課題として示して、所定のコストや工期におさまり得る実現性や経済性の根拠、またメンテナンスや維持管理費用の低減に関する根拠などを求めまして、市民文化会館が生涯を通して少しでも経費節減を図れる建物を設計できる業者を選定することが大切であると考えまして、今回、プロポーザル方式を採用しようとするものであります。

これから建設される建築物は、今後、何十年にもわたり使われていくもので、市民共有の財産として質の高さが求められる官公庁施設であるとも言え、発注者である市の意向に沿った最もふさわしい業者が決定できるものとして、今回、プロポーザル方式により設計業者を選定しようとするものでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長（丸 昭君） 次に、関企画課長。

○企画課長（関 利幸君） 私からは社会資本整備総合交付金関係ということでお答えをさせていただきます。先ほど市長から答弁ございましたように、本事業につきましては、社会資本整備総合交付金事業として従来よりも扱っておりますし、今後もそのような対応ということで準備をしておるところでございます。

なお、あらかじめお断り申し上げますが、皆様方ご承知のように、この社会資本整備総合交付金事業、これは今回のこの（仮称）市民文化会館を建てることのみによる事業補助ということではなく、ほかの道路整備、まちづくりに関しますすべての事業をパッケージした中のある一事業だということ、当然メイン事業とはなり得るものでございますけれども、そういう制約のもとに国のほうからご承認をいただいて、順次、事業計画にのっとって事業を進めていこうとするものでございます。

基本的には、補助率として4割が基本になるわけでございますけれども、ただし、これから

建てようとしている施設、これは国の補助金の中の位置づけとしますと、地域交流センターというような位置づけになろうかと思いますが、この交流センターにつきましての限度額がございまして、21億円ということになっております。したがって、これに係る経費そのものが21億円を超える場合には、超えた額については市負担というか単独というような扱いになります。入札等によって、予算ベースで計画をしておりますので、結果として21億円を下回れば、当然に全額が補助金対象ということになるものでございます。

そこで、従来お話しした中で、全体として約24億5,000万円ということでご説明をしていると思いますが、この中には建築確認申請の手数料とか、また備品購入、これらも一応含めた中で事業費というような形でご説明をしておりますので、その辺の中身につきましては、そのような形になっておりますので、ご了承いただきたいと思います。

この中の建設工事費ということでございますので、これを今回の予定をしておりますもの、また、過去に予定をしておりましたものと比較の中では、建設工事費とすれば約6億円ほど増えるということになります。

社会資本整備総合交付金、いわゆる国庫金でございますが、これは先ほど申しましたように、21億円を超えるものについては単独ということになりますので、新しい計画の中では、社会資本整備交付金は8億円と見込んでおりますが、従来は約6億8,000万円弱ということでございますので、当然に約1億3,000万円ほど増えますけれども、先ほど言いましたように、建設費との関係においては単独分がかかわってくるので、すんなり4割が増えるというわけにはまいりませんので、その辺はご了承いただきたいと思います。

以上が社会資本整備総合交付金の大きなものと言っては失礼かもしれませんが、今後の試算にかかわります内容ということでお答えをさせていただきました。以上でございます。

○議長（丸 昭君） 次に、藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答え申し上げます。建設費の関係で客席数を556席から800席に増やした場合、市債がどの程度増え、また各年度、返済額がどの程度増えるのかというご質問でございますので、ご答弁させていただきます。

その前に、起債制度をご説明させていただきますと、起債は予算段階で県と協議をいたしまして、一定の枠を県のほうから認めてもらいます。ただ、実際借りるのは事業費が確定をしてからでございますので、入札なり契約を結んだ後に、あくまで借金をしますので、今、お話しする金額については、あくまでも現状の計画事業費での試算、シミュレーションでありますので、この金額を借りるというものではありません。また、今の起債制度を最大限借りた場合の試算でありますので、その点をご理解いただきたいと思います。

今回の起債の場合、先ほど企画課長の説明もございましたように、対象事業費の市民会館の部分、事業費21億円でございますから、それを超えたものにつきましては、また入札によってそれ以下に落ちる可能性もありますけれども、それを前提といたしますと、政府系であります公共事業等債で、これが充当率が90%、利子の見込みが1.6%、元金3年の据え置きで20年償還。いずれにしても、この政府系の資金を受けて充当率90%ですので、大半を起債をするということになります。

その残りを、21億円を超える部分になりますけれども、一般単独事業債、残りの10%相当分ぐらいになりますけれども、その10%分のさらに75%を民間の金融機関、利子見込みで大体

2%見込んでおりますけれども、償還20年、それでまだ起債制度ありまして、県の振興資金というものが借りられます。充当率、そのまた残りの70%になりますけれども、利子が1%、元金2年据え置きの12年償還、この3つの起債制度があります。ただ、最終的にはその起債する部門について一番有利な方法で借りますので、今の段階では最大限借りると、この3つの種類がありますということでご理解をいただきたいということでございます。

具体的に市債は幾ら増えるのかということになるわけでございますけれども、今までの556席で見込んでおりました起債が、8億6,100万円程度を見込んでおりました。今回、800席、今、企画課長から説明ありましたように、社会資本整備総合交付金等についても、事業費も増えますけれども、交付金も増えますので、それを差し引いて起債をいたしますと、13億2,400万円程度になりますので、4億6,300万円ほど起債、市債、市の借金が増えるということにはなりません。

問題は、起債の償還であります。試算をいたしますと、起債の場合、ちょうど家の屋根のような形に上がって、横ばいにピークになって減っていくというような形になりますので、そのピーク時の金額で比較をいたしますと、大体8億6,100万円ですと、年間の償還が約6,000万円程度です。13億2,400万円、仮に借りたとしますと、9,000万円程度になりますので、差し引き3,000万円程度起債の額が増えるというシミュレーションであります。

もう一点、財政負担として今後の見込みはどうなるんだというご質問でございますけれども、確かに文化会館以外にも保育所の整備であるとか、給食センターの建設、学校の耐震化、広域ごみ処理施設等々、いろんな財政負担が今後見込まれて、議員のおっしゃられるとおりでございます。そういうものを踏まえて、将来の財政推計はどうかというご質問であろうかと思いますが、公共施設の老朽化など、今回、総合計画の中でもいろいろ位置づけをしてございますけれども、そういうものに対応するために、これまで財政調整基金を平成20年度で約2億円、平成21年度で1億9,400万円、平成22年度が3億2,700万円、平成23年度は、今回の補正で約1億3,000万円強、積み立てをさせていただいておりますので、4年間で合計8億5,100万円、また、これまでの積み立て等も合わせますと9億9,400万円というものを財政調整基金として積み立ててまいりました。

これはそもそも老朽化している施設関係が、今後、更新が見込まれる。文化会館も含めてであります。当然見込まれるということで、可能な限り、財政調整基金に積み立てをしてまいったわけであります。

また、あわせて、文化会館につきましても、当然、ある程度の事業費が必要になるわけでございますので、文化会館建設基金につきましても、それとは別枠に2億円を積み立ててあります。

こういうものを使いながら、今後、財政運営をするわけでございますけれども、だからといってすべての老朽施設がこの財政調整基金で賄えるということでは毛頭ございませんが、ある程度、財政的な調整が可能であるということがまず1点ございます。

それと並行いたしまして、これまで起債の発行についても、ここ四、五年、極力抑えてまいりました。過去の起債の元金償還と新規の発行分との、その年度の差、幾ら地方債現在高を減らしたか、毎年度減らしてまいりました。平成19年度から今回の平成23年度予算の12月補正予算でも減額をしてございますけれども、この5年間で地方債現在高を14億5,000万円減額をしてまいりました。というのは、今後の公共施設等の老朽化に対応する起債等が当然増えてまい

りますので、そういうものに対応すべく、起債のほうの発行を抑制してきたということでございます。

ちなみに、平成22年度、前年度の起債が決算額で申し上げますと、大体9億6,500万円、それと平成23年度が9億1,300万円でございますので、現在は9億円を超える起債の償還を行っておるわけですが、総合計画の中でもいろいろ計画事業について、文化会館も含めていろいろシミュレーションをさせていただいて、将来的な負担が大丈夫なのかどうか、これは当然行った結果でございますけれども、大体平成34年度まで推計をいたしますと、このピーク時で平成22年度の償還額、9億6,500万円程度が一番のピーク、同じぐらいの額なのがピークであります。あとはその前後が9億2,000万円から9億円程度のものになりますから、今年度の9億1,300万円程度の負担ということで、必ずしも多い負担にはならない。また、先ほど冒頭に申し上げましたように、あくまでもこれは最終的に借りる額ではなくて、今の計画事業費ということになりますから、実際は借りる金額は、これよりもっと下回るということになるろうかと思っております。

それだけではなくて、今後の財政運営の関係でどうなのかという意味も含めてということだと思いますので、その辺につきましては、この市内の老朽化施設の更新関係についても、今後、いろいろ財源的に充当しなければならないことに加えて、昨日も副市長からお話がありましたように、国保とか介護とか後期高齢者とか、今回の補正予算も生活保護であるとか、あるいは障害者福祉であるとか、社会保障関連経費というものが今後相当増えるといいますか、年々増えてくることが見込まれます。こういうものも見込んだ財政運営が必要になりますので、最終的には市長に判断していただくことになるんですけれども、予算編成段階で改めてもう一回、いろいろ見直しをかけながら財政運営をする必要があろうかと思っております。

歳入面では、市税、今後の景気の動向も見た上での財政運営。歳入の2つの柱の1つであります地方交付税につきましても、政府では中期財政フレームということで平成24年度から26年度までの地方財政計画について、地方に対する支援をどの程度見るのか、計画として示してございます。それには平成23年度、今年度の地方財政計画の水準を平成26年度まで維持するんだと。ある程度、交付税についても向こう平成26年度まで見てくれるというような方向が示されておりますけれども、最終的には、先ほど申し上げましたけれども、各年度の予算編成の中で、健全財政を維持するための市長査定をしていただいた上で財政運営をするというような形になるろうかと思っております。以上です。

○議長（丸 昭君） 次に、関副市長。

○副市長（関 重夫君） それでは、最後に私のほうから市民文化会館ができた際の管理体制についてお答え申し上げます。

まず1点目の直営を考えているか、あるいは指定管理者を考えているかというご質問でございますけれども、これにつきましては、現時点ではまだ決定しておりません。しかし、管理運営、これは重要な問題でありますので、今後、適正かつ効果的な管理体制がとれるように選択をしてみたいと考えます。

2点目の公民館機能をどう考えているかというようなご質問でございますけれども、これまでの市民会館でも、市民会館と公民館の合体した機能でしたけれども、そこでは高齢者学級とか婦人学級、あるいは各種公民館活動が実施されておりますので、今回の新たな施設、市民文化会

館につきましても、このような公民館活動的なものができるような、より以上に有効に使えるような施設整備について、今後、設定段階で検討してまいる考えでございます。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。岩瀬議員。

○8番（岩瀬洋男君） 市長にまた後でお伺いしようと思ったのですが、ご答弁もいただきました。今聞いている限りで言えば、まだ全部が全部理解できていないところもあるので、また改めて確認させていただきたいということもあるんですけども、例えば、一つの例ですけども、今話を聞いていると、規模が今まで2,974平方メートルだったのが、今度は1,000平方メートルぐらい増えて、4,000ぐらいになっていると。今まで1万円の管理費だったのが7,000円になって、掛け算していくと、維持管理に関しては今までの想定より大きくなったけど、安くなっているというふうに、今の数字だけ思うと、そういうふうに理解できるんですけど、その辺をもう一度、私のメモが間違っているといけないので、確認をさせていただきたいと思います。これはあくまでも想定だと思いますから、厳密にそうだということではないんですけども、たまたま数字の比較のことだけですので、間違いがあるといけないので、確認をさせていただきます。

もう一つ、あわせて、例えば、これは考え方ですけども、駐車場も50台増えるというふうにわかりました。800席でありますから150席増になるわけですけど、単純に言うと、4人乗りで来ても600人ぐらいしかとめられないわけですけども、その辺の駐車場の確保の問題もあるのかなと思いますので、とりあえず、この2点をまず質問させていただきますけれども、もう一つ、私が今日質問しているようなことも含めて、確かに説明はあったんですけども、これだけの一生に一回あるかないかの大規模な事業で、しかも長期にわたり、また多方面にわたるような事業でございますので、質疑をそのまま一発でと言われても非常に難しいし、これからこういうこともあると思います。途中経過も含めて、すべてがすべて義務でないので、教えてくれるということはありませんけれども、できるだけ早目に、そういう情報の提供、やりとりをさせていただければありがたいと思いますので、ひとつお願いしておきたいと思います。

市長に質問は、さっきも市長触れてましたけれども、平成20年の暮れに、まちづくり交付金の時代にアンケートを行っているんですね。そのときに有効回答数が410名ですけども、そのうちの45.6%、187名の皆さんがこの事業にあんまり前向きじゃなくて、むしろ反対のほうに印をつけている方がいらっしゃいます。そのうちの93名が事業費が高過ぎるという理由を上げているわけです。これは22%ですから5人に1人強ぐらいですかね。ということは、たかだか何千万円か、さっきでいうと3,000万円、4,000万円の償還金上がるんですけど、結構、市民にしてみても、我々にしてみても神経質なテーマであるんです。ですから、そういう意味では、いろいろ段取り踏んで、さっき本当に11月1日の申請で時間がなかったという話は伺いましたし、その前の庁議もよくわかりましたけれども、逆に言えば、アカウンタビリティーじゃないですけど、説明責任的なものがあるのではないかな。それはまた我々もそうですけど、市民に向けて、その辺の市長の見解を、今後も含めてなんですけど、伺っておきたいということが市長に対する質問の1点目。

もう一つは、これはさっきも触れてました。いろいろ経過を経てきて、決まってきていることも事実でございます。先ほど秋の委員会のときには、そこまで考えていらっしゃらなかったみたいなことも言われていました。それもよくわかりました。ただ、いろいろこういう状況の中で800席ぐらいでなければ、将来、交流も含めてやっていくのは大変だろうみたいなことは理

解はできるわけですが、さっきの説明責任と含めて、今後、そういう部分での委員会設置はともかくとしまして、そういう理解を求めるようなもの、そういったもののお考えはないかどうか、確認させていただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 先ほどアンケート等もあって、こういう文化会館について、一部の人は要らないだろうというような意見もあったと。また、事業費が高過ぎるというような意見もあった。私はそういう話を聞いたことがあります。何人かから言われました。今までの市民会館について、使い勝手も悪かった。だんだん老朽化してしましたら、使い勝手が悪いということが現実にあったんでしょうけども、この勝浦市は旧勝浦地区、興津地区、総野地区、上野地区、特に総野地区とかそちらのほうはあんまりああいうところを使ったことがないという人が結構ありまして、文化会館なんか要らないんじゃないかというような意見を聞きました。

ただ、これから、さらに、こういう言葉はいいかわかませんが、あか抜けた勝浦市をつくるという意味においては、ここは芸術文化というのはちょっと遅れているんじゃないか、これをこれからもっと積極的に本市でも進めるべきだと考えます。隠れた芸術家、いるんですよ。だから、そういう人たちはいいものをつくってくれという要望は非常にいろんな人から聞いています。ということで、その時々時代時代の意識というのはあろうかと思います。

芸文協を中心にいろいろな団体が芸術なり、例えば、お茶、お花、音楽、踊り、いろんなのをやっています。ただ、どちらかというと、自分たちでそれを演じるというようなものが多いのです。これからは、先ほども言いましたように、これからオーケストラだとか、演劇だとか、非常にレベルの高い演劇を市民の皆さんにそれを鑑賞してもらう。それでもって、自分たちが今まで公民館的な社会教育として学んでいた芸をさらに磨き上げるというのが、これからの本市の芸術文化のレベルアップに寄与するだろうというふうに思いますので、これからすばらしい文化会館をつくるというのが、市民の皆さん方から長い将来にわたって、それを使うということにおいては必要だろうと思っております。

市民への説明責任で、これをこれからどういうふうな形にしていくかということにおいて、アカウンタビリティ、これはあると思います。これから、この進捗状況をどういう形でやるのか、例えば市民会議のようところで報告するのか、または、少なくとも広報等でそこら辺の進行管理を市民に広く周知をしていきたいとは思っています。

○議長（丸 昭君） 次に、菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えいたします。まず維持管理費の関係でございます。当初1万円というのは比較的全国レベルの類似の建物ということで、当時、コンサルに情報を集めていただいて1万円相当という考え方をとったものでありまして、今回は、夷隅郡内の大原文化センター、岬ふれあい会館、夷隅文化会館、御宿町公民館、それぞれ面積、客数は違いますが、その辺の平均をとりまして実効性のある金額として、7,000円程度ではないかと推計したものでございます。

次に、駐車場のスペースの関係でございますが、先ほどお答えしましたように、配置計画、平面計画、いわゆる土地利用計画によって駐車台数は増減するのでございますが、なるべく1台でも多く駐車スペースがとれる土地利用計画をしていきたいと考えております。

なお、足りない場合は市の駐車場、または日本武道館の駐車場を使用して対応していければ

と考えております。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。岩瀬議員。

○8番（岩瀬洋男君） 前の壊した市民会館は、最後、冬は寒くて夏は暑かったり、集客にしてもいろんな問題がありました。だから、そこでの数字がなかなか、今回、次にどうだというふうにはならないかもしれませんが、きょういろいろ細かく伺わせていただきましたので、我々なりに考えさせていただいて、またいろいろお話をさせていただきたいと思います。以上です。ありがとうございました。

○議長（丸 昭君） 午後2時10分まで休憩いたします。

午後1時55分 休憩

---

午後2時10分 開議

○議長（丸 昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。土屋議員。

○13番（土屋 元君） それでは、2点ほど質疑させていただきます。総務常任委員会に所属していますので、浅掘りで、深掘りは常任委員会でやりたいと思います。浅掘りで2点ほどです。29ページの公用車維持管理経費、ガソリン代が16万円とスタッドレスタイヤ云々がありますが、今の市長車は耐用年数、何年たって、走行距離がどのくらいになるのか。それと、もしできれば、8月1日、猿田市長になった後の走行距離がわかれば、教えていただきたいということが1点です。

もう一点は、61ページの駐車場整備事業について、今日、平面図をいただきましたので、これに基づいて質疑させていただきます。

市民会館跡地駐車場平面図をいただきました。この平面図の作成手順は、この原案をどのように作成されたのか、お聞きいたします。

次に、この駐車場の仕様、採石だとかアスファルト舗装が何センチだとかいうのが、この平面図と予算書の説明欄ではわかりません。それについて詳細なる仕様についてお聞かせ願いたいというのが2点目です。

それから、駐車場整備事業に関連して消耗品から水道光熱費、その他委託料、借上料がありますが、特に借上料については、その対象としている期間がわかりませんので、それについてお伺いします。以上です。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関副市長。

○副市長（関 重夫君） 市長車の関係のご質問ですけど、まず、29ページの燃料費につきましては、猿田市長にかわれていろいろ活動的に遠出をされております。そういった面で当初見込んだ燃料費よりも不足しましたので、今回、補正予算で16万円の補正をお願いしたところでございます。

なお、市長車の走行距離につきましては、今、詳しい資料がございません。14万キロをたしか超えていると思います。また、今の猿田市長になってからのキロ数については、後ほど答弁させていただきますので、ご了承いただきたいと思います。以上です。

○議長（丸 昭君） 次に、玉田観光商工課長。

○観光商工課長（玉田忠一君） お答えいたします。まず初めに作成手順ですが、作成手順につきま

しては、都市建設課職員と観光商工課職員で旧市民会館跡地へ出向きまして駐車場について検討し、まず、出入り口、入り口はどこにしたらいいのか、また、出口、バス専用駐車場はどの部分が一番いいのか、それと中の普通車の駐車スペースの位置的なもの、そういった面を相談し、このような形の平面図をつくりました。

2点目の舗装面の構成でありますけども、まず跡地につきましては、大型バス等も利用できるよう、まず、下層路盤工が14センチ、ここにつきましては再生クラッシャーランを使用します。その上の上層路盤工につきましては厚さが10センチ。これにつきましては粒度調整採石を使用いたします。その上に5センチのアスファルト舗装をいたします。

ゲートボール場につきましては、路盤工10センチ、再生クラッシャーラン、その上にアスファルト舗装5センチを施行する予定であります。

次に、水道光熱費につきましては2カ月分、まず電気料が5万円、水道料が8,000円、その他委託料4万9,000円、これは公衆トイレ清掃委託ということで、これは2カ月分となります。

借上料32万6,000円につきましては、障害者用が1基、洋式用仮設トイレが2基を予定しております。これにつきましては二月分、2月、3月分となります。

まず1カ月目はどうしても仮設トイレの保険料等々で1基、障害者用が16万円、洋式につきましては7万円、翌月以降は障害者用が6万円、洋式が1基1万円、2基で2万円、それに消費税ということで32万6,000円の額となります。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。土屋議員。

○13番（土屋 元君） 跡地から先に行きますが、今説明を受けました仕様については、わかりました。ただ気になるのは、ホテル三日月からの普通車入り口ですが、あそこは結構な勾配があって、急に左直角に駐車場案内があるという中で、幅も十分なスペースじゃないのと、入り口専用だと思うんでね。出口につきましては昔の墨名川のところにあります。そうすると、墨名川のへりというところ下のアールの部分ですよ。そこも今の道路の一部だと思いますので、そこから入ってきちゃう人とぶつかるといえるのか、どこから入っていけばいいんだみたいな中で、ぐるぐる回っちゃう。都市建設課と観光商工課で共同で現地へ出向いて検討したといいますが、今の駐車場もそうですよ。来る方は知ってる方が全部来るんなら、案内なくても入れるでしょう。観光客がメインで多く使うとなれば、こういうふうな進入路では非常に使い勝手が悪くて、民間で心配する方が土日にはここでボランティアが立って通路案内をする、今と同じような使い勝手の悪い駐車場ができてしまうというような形の中で、これを例えば都市建設課の職員で、10人いたら10人が賛成したのか、観光商工課の職員がいれば全員が賛成して、共同提案になって原案になって、市長、副市長もこれでいいよと言ったのか、そういった面で十分じゃないようなものが見えるので、もう一度再検討したほうがいいんじゃないかというのが1点ですが、それについて具体的な作成手順の原案に対する賛否状況というところはおかしいですけど、全員が賛成してこういう原案どおりいこうとなったかどうかを確認します。

真ん中に仮設トイレがありますね。仮設トイレですから、仮設だと思います。年間ランニングコスト、2カ月だと三十何万円と言っていますが、借り上げトイレするためには年間でどのぐらいの費用を予測しているのかということが大事だと思いますので、2カ月だけの提案であっても、これは年度がそうだからやむを得ませんが、年間幾らになるかぐらいの参考数値を示すべきだと。示してあれば、質問しません。示してないから聞くしかないんです。時間もかか

るというふうになっていくと思いますし、また、この仮設トイレも一時、今日は別の要件で水道課所有地の一面にもし移動ができて、仮設トイレじゃなくて、常設のトイレができたなら、観光商工課の出先機能と一緒にあわせて、観光商工課の中の観光客の動向について非常に敏感な場所、あるいは積極的な場所にトイレも用意していけば、借り上げ料も要らないし、1年、2年の借上料ということではないと思いますので、そういうことも常設で考えていくということをあわせて再検討していただけないかということについて、お伺いします。

前段者より市民文化会館のお話があったのですが、その跡地にただ単に駐車場をつくればいいというんじゃないと。これは市長が言っています。観光プロモーションの強化、勝浦市がこれから12年先、あるいは20年先に交流人口を増やす、観光客の皆さんを大事にしていくという市民ホスピタリティーも含めて、命がけでやっていこうというあらわれの中での駐車場暫定活用策でなくてはいけないという思いが投影している駐車場でないといけないと思うんです。

今回、勝浦市の新たな魅力を発見するには大変適した方が市長になってくれたというのは、私も長い間、都会のお客さんと接していて、勝浦市は自然環境、ハードは超一流、エレガンス、ビューティフル。しかし、それを支える装飾物、例えば、浜勝浦川の汚さとか、あるいはいろんなペンキがはがれている道路案内看板とか、そういったものが非常に悪い。悪いけど、鴨川市にはかなわないよと言われているような形の中で、市長がやりたいのは、そういった自然環境で鴨川市よりも、いすみ市よりも全くクオリティーが高い市、都会の方に非常に評価されている自然資源を攻めで使う、PRする攻めの駐車場でしかるべきだというような思いでレイアウトするのと、ただ単に暫定だから、アスファルトやって適当でお金かけないでやるべよというのと全然違います。これは先ほどの市民文化ホールに対する設計、熱意、あるいは今後の役に立つものをつくるということと全く連動しているので、その辺について、猿田市長が妥協したとは言いませんけど、そういう思いを都市建設課も観光商工課の皆さんも一生懸命考えてくれていると思いますが、今後、観光客に対して、親切だな、使いやすいなと思う駐車場について、もっとプロフェッショナルな人に相談されるとかして検討してもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。以上です。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。玉田観光商工課長。

○観光商工課長（玉田忠一君） お答えいたします。まず、この駐車場整備に当たりましては、都市建設課、観光商工課、全員が賛成したのかということですが、係、係で相談した結果、こういう方法が一番いいだろうと。こういう位置にしたことにつきましては、跡地の周辺の道路状況、また、用地の形状等考えますと、出入り口や大型バスの専用駐車場は、このような位置が一番いい方法ではないかということで、このようにいたしました。また、市長、副市長にはこういった形で整備をしたいということで話はしております。

入り口、出口につきましては、案内板を立てまして、わかりやすくしようと考えております。

仮設トイレの借上料につきましては、身障者用が年間72万円、洋式2基で年間24万円、計96万円、それに消費税等掛けまして年100万8,000円ほどかかると考えております。

入り口の勾配等につきましては、都市建設課長よりお願いしたいと思います。以上です。

○議長（丸 昭君） 先ほどの土屋議員の1回目の質問の際、副市長から答弁の保留がありました。

副市長から改めて答弁をお願いいたします。関副市長。

○副市長（関 重夫君） 先ほど市長車の走行キロ数の質問で、大変失礼いたしました。市長が就任

される前まで、実際には7月31日就任ですけども、8月1日ととらえていただきまして、それまでの走行キロ数が13万5,751キロでございました。その後、現在が14万4,827キロですので、この間、4カ月で9,076キロ走行しております。月平均約2,300キロ走行していると。年間に直しますと、2万7,000キロになるという状況でございます。以上です。

○議長（丸 昭君） 次に、藤平都市建設課長。

○都市建設課長（藤平喜之君） お答えいたします。先ほどご指摘のありましたホテル三日月前の、こちらは三日月前入り口の付近は臨港道路でございますけれども、勾配が少しございます。また、その勾配の場所から今回、計画をいたしております駐車場に入る部分も下りの勾配の入路ということで計画をしておりますけれども、三日月前の道路におきましてさほど急勾配ではないであろうということが言えると思いますけれども、この入路に関しましても平面配置を主に車の台数、駐車台数を一番とれるような配置設計をいたしましたけれども、入路に対しましては高低差が余りないと思われますけれども、再度、入路の縦断勾配につきましては精査いたしたいと思います。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。土屋議員。

○13番（土屋 元君） 公用車、市長車について1回目で耐用年数はどのぐらいだということは漏れていて、3回目もそうなのですよ。真剣に真摯に聞いてもらわないと。何を言いたいかというと、元市長の在任期間は年間でどのくらいの走行距離があったのか。猿田市長は積極的に市長車でやって、ガソリン代まで予算要求しているわけですよ。その実態を正確に知りたい。スタッドレスというのは、何年前に買って、冬場あんまり動かなかったから長持ちしちゃったのかわかりませんよ。何年前に購入したのが10年も持ちちゃったのか、猿田市長になったら1年で破棄しちゃうのかわかりませんが、あくまでもそういったことの中で土日に猿田市長がよく動いているということ、先ほどちらっとわからないような声で言いましたからわからないのですが、それは事実上、市長車で、社長みたいなものです。トップセールスやっているんだから。だから、そういう意味の中で、実態を知りたいだけです。それについて答弁をお願いしたいというのがあります。ぜひ、3月予算でも間に合わなかったと。ガソリン代まで欲しいなんていうことがあっても、費用対効果でどんどん勝浦市のためになれば、どんどんトップセールスで動いていただきたいということでございます。

平面図の駐車場について、先ほど都市建設課長から三日月前は勾配が少しあります。タイの洪水の問題じゃないんですから、少しありますよといったって、何度ぐらいあるのか、少しありますという何度だと、その少しの範囲がゼロから何度までが少しだかわかりません。だから、そういう言い方も親切に。

もう一つ、何で私が平面図の作成手順を聞いたかということ、課長たちはわかりませんよ。大変失礼な言い方かも知れませんが、10年勤務しているかどうかなんです。もっと若い30代の方は20年も30年もやっているから、そういう人たちを中心に君たちが考えてくれというふうに仕事を振れば、自分たちの在任期間で議員にがんがんやられちゃ困っちゃうから、真剣に、観光客の身にもなって、使う人の身になってレイアウトを任せると、2人の課長が話し合った中で、係長クラスよりも下のクラスに任せようというような思い切った権限委譲して、その中から出てきた案ですと言えば、私は参考にします。しかし、これはあくまでも両課長中心で、係長中心でつくられた案だから。

三日月の前でよく商売で、進入路は坂道とトンネルの付近につくるなど。急勾配でわからないから、トンネルの手前とか出口につくるなど。ブレーキを踏むけど、看板があったって、あぁと行っちゃうんです。誘導看板があったって、ミスする人に対して、これはケアする方法が書いてない。どこへ行けばいいんですか。みんな出口出口じゃない。裏のほうの水道課の所有地の裏まで行って初めて出入り口はここにあったのかと、ここまで行きますか、一回りして。また、郵便局前へ来ますか。そういうふうな誘導看板をつくるので間違いないという問題があるのかということも含めて、若い職員のセンス、こういったものを思い切って権限移譲して、副市長や市長に、このクラスで考えた真剣な平面図ですということを出したら、それこそまさに、これからの10年、20年、30年先の勝浦市をしょって立つ人材も連動して、思い切って大きな仕事を与えなければ、なかなか伸びないのです。そういうことで、作成方法について、また、この内容については問題があり過ぎるというので、出し直しを要求してもいいぐらいの内容ですし、前の水道課の跡地で例の広域市町村圏組合の移動に伴って、仮設トイレをこのまま駐車場用地と一緒にして設置するというのははてなだと思いますので、あわせてこういったものについて再検討していただきたいということを要望しておきます。以上です。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関副市長。

○副市長（関 重夫君） 現在の市長車ですけれども、平成13年の10月16日に登録をしております、ちょうど10年を経過しております。これまでのキロ数、先ほど申し上げましたように、7月末現在で13万5,751キロということですから、この10年間で1年間に平均しますと1万3,200キロ走行しております。今回猿田市長にかわれてから、月平均2,269キロですので、年間に直しますと2万7,228キロ。ですから、猿田市長の前の年間平均が1万3,275キロ、猿田市長になってから2万7,279キロですので、約倍の走行キロ数になっております。それによって、今回、燃料費、過去の使用状況に応じて当初予算を要求して予算計上したわけですけれども、今回、このような走行距離が延びているということで、千葉とか東京方面の陳情活動を活発に行っているということでご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木克己君） 私からは、総務常任委員会もありますので、3点ほどお伺いしておきます。最初に31ページ、市民バスの川津地区への運行に関係するものと、74ページの市民文化会館の関係でございます。

最初に、市民バス、川津地区へ今回運行延伸ということで、そこのバス停等が予算計上されておりますが、たしか前回の議会の中で一般質問をさせていただいた中に、鵜原地区も今年度中に運行するような答弁をいただいたと思うんですが、この予算にないからというんじゃないくて、鵜原地区と川津地区というふうに聞いていますが、鵜原地区はその後、どのような検討をされて、今回は予算上がっていないのですが、どういうふうになっているのか、お伺いします。

それと、文化会館のほうなんですけど、1点は前に市民会館跡地に建設する設定をしている段階において、その設計もすべて上がってきてまして、今回、ここから移転をするという決定になってはいますが、その当時、舞台装置などについては、別の設計というか、支援事業として舞台のほうの専門的な方が設計をされたと思います。その設計図書が今回の新しい文化会館に反映できないのか、全く新しく、そこも含めて設計費を計上しているのかということでございます。

先ほどというか、その前の議案の中で、1級建築士も来年度から、そういう設計もあるのでという意気込みであります、前回と比較して申しわけないのですが、前回のときは設計図書を見れる市の職員がいないということから、県の出先の建設技術センターのほうに委託を後から出して、非常に時間のない中でお願いをしてやってきたという部分があって、今回、1級建築士が入るからいいという部分ではないと思うんですが、そういう大きな建築をやるに当たって、そういうところの活用を最初から考えているのかいないのか。今回、予算が上がっていないのでないと思いますけど、そういうこともありまして、今度の設計がどういう設計内容になっているのかということをお伺いします。

3点目は、先ほど一番最初に建設問題についてのお聞きしておりますが、私は猿田市長の熱い思い、勝浦市の将来を思って文化会館をほかに誇れるような文化会館をつくって、それをもとに市の活性化を図りたいと。非常に熱い思いと意気込みは、私も非常に感銘を受けたところではありますが、勝浦市の市民感情も我々、市民の代表という立場でいいですと、持っています。これを決断すると、我々も市民に対しての説明をする。600席から800席にしたんだと。議員としても、議会の中で十分議論した上で賛成なり反対なりしたんだろうと。結果、賛成としても説明責任ありますし、反対としても説明責任があるということからして、この平成21年3月31日に出された検討委員会の報告書というのは非常に重いというふうに考えています。その中において、席数を550席から800席にすることというのを、これは重いものだという認識でいますので、確かに猿田市長の言われる、これからの勝浦市を考えたときにはということもいろいろ考えさせるのでありますが、この中ではいろいろ市民の代表の方とか、今の勝浦市の状況についていろいろな議論がされた結果だと思うので、その辺について一度、この報告書を、ただ単に場所については市民からの意見もあって、上に持ってきたよというだけではなくて、そこは決定したということですが、その報告書の中身を尊重することのほう市民に対しての説明がつくのではないかと考えますが、いかがでしょうか、お伺いします。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 利幸君） 私のほうからは市民バスの関係でお答えをさせていただきます。鶴原地区の関係の市民バスの運行でございますけれども、調整が今、図れそうということで、1月16日から運行を開始というよりも、ルートがちょっと変わるんですけれども、その変更を1月16日から実施をしたいということで、この1月の新年早々に出ます広報に載せて、住民周知をしたいと考えております。以上でございます。

○議長（丸 昭君） 次に、関副市長。

○副市長（関 重夫君） 2点目の設計図書の関係でございますけども、確かに議員がおっしゃっており、前回は千葉県の建設技術センターにお願いして委託料で予算計上しましたけども、今回は先ほどご提案させていただきました任期付職員、これで専門的な建設技術を持っている職員で対応していきたいと、現時点では考えています。以上です。

○議長（丸 昭君） 次に、猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 前に550席から600席、こういう答申が出ているということで、ここら辺についての意味は重いであろうということで、そう軽々に800席に直すのは、市民に対して説明がなかなか難しいということですが、先ほどもお話ししましたけども、前の考え方は「市の考え方や」というような答申内容であって、当時、いろいろ財政事情というものが非常に大きな

要素だったと思います。だから、私はそのときはそのときの事情として、恐らく検討委員会、審議会、こういうものに参加された市民の皆さん方も、そういうことならばということで、こういう座席数になったのではないかと。ただ、今回3.11を踏まえて高台に持ってくるということで、市の野球場のところに建てるということになりますと、条件もいろいろ違ってきているので、広さも広いしということで、これからの長い先を考えたときの本市の文化レベル、そういうものを上げるということにおいては800席が適当であろう。800席ないと大きな行事はまず来てくれません。

例えば、私、この前、NHKの千葉放送局へ行ってきました。文化会館ができたときには、ぜひのど自慢をやりたいといいましたときに、四、五百でいったら、まず首なんか振りません。我々市民が自分たちで使うのならば、四、五百でいいです。だけど、大きな行事をよそから持ってくるというようなレベルの高いプロを呼んでくる。または、そういうのど自慢のようなものをやる場合には、一定の規模がないと、また一定の舞台がないと、また、一定のレベルの高い音響がないと、なかなか難しいと思いますので、これからこの議案をご承認いただいた後は、この800席について私は市民に大いにいろんなところで説明をしたいと思います。これこれ、ということで、前は550席だったけども、今回、こういう理由で800席にしたということの説明をしたいと思います。以上です。

○議長（丸 昭君） 次に、菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） 舞台装置が今度の設計に生かされたというご質問でございますが、成果品で上がっております舞台装置の設置支援業務については、基本的に今後も設計の中に反映させていくというふうに考えておりますので、昨年、委託しました設計業務は今回、考えておりません。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木克己君） 鶴原のほうで1月16日から開通というか通るとのことなんですけど、そうすると、そこにバス停なんかも必要だと思うんですが、どの辺にバス停を置くのかとか、そのバス停の予算が上がってないんですけど、どのように対応するのかについて、もう一度伺いさせていただきます。後については、また総務常任委員会でお聞きしたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 利幸君） 予算の関係ですが、確かに今回の予算につきましては川津地区ということで提案をさせていただいておりますけれども、鶴原地区に関しましては6月だったと記憶しておりますが、その段階におきまして2カ所ですか想定をして、予算要求をさせていただいているように記憶しております。今、確認できませんで、申しわけないです。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 2点、質問させていただきます。市民会館の跡地の利用の問題で61ページと73ページの市民文化会館建設事業についてであります。市民会館跡地の駐車場の利用につきましては、今回の平面図で14台の大型バスをよくイメージできるように示されております。先ほど来の入り口の問題もありますけれども、この場所で運用するとなると、この14台の大型バスの利用、活用というのは、今後の勝浦市に相当貢献する場になろうと思うんですね。そういう点では、この活用方を、この場所がいかどうかは十分検討していただきたいんですけども、14台をとめられるということ自体が非常にすばらしいことであるということと、この運用を当

初の目的にかなったものとして、今後、検証しながら運用の仕方につきまして十分留意していただきたいと思います。

この駐車場が、ビッグひな祭りという勝浦市最大のイベントと言っていると思いますが、そこで初めて運用が始まるわけですが、大型バス14台でビッグひな祭りがかなうかどうかという、そういう利用の仕方、あるいは、そのときに限って、こういう大きなイベントのときには、ここの運用の仕方を、通常こういうふうにご利用するけども、違う利用の仕方をするだとかということもあると思いますし、平常時についてとビッグひな祭りのときにはこういう運用をするとかという、そういったある程度やってみないとわからない面はたくさんあると思いますけども、今から想定できるものについては十分準備をすべきだだと思いますので、今お考えがあれば、お示しをいただきたいと思います。

2点目の勝浦市市民文化会館の建設についてであります。8月5日に協議を開催をして市営野球場の場所に新しい文化会館を設置するというふうに決定したというのは既にお聞きしておりましたけれども、文化会館の建設規模を当初から800人に拡大するというか変更することについては、これも8月5日に決めたということなんですけど、その際に決めた、あるいはどこで決めたかにしましても、決めたときの詳細な情報、判断の材料を議員にここの議会でお示しいただくのが筋ではないのかなという気がするんですけど、800名への変更というのは極めて重大な変更であると思います。今回、地質調査業務委託料が計上されておりますけれども、地質を調べないとその上に建てる建物は重大なことになりますけれども、現在、市民会館跡地に建てようとして設計された建物556名規模の建物でありますけれども、それをすっぱりおさめられる場所なんですよ、もっと広いというわけですから。その地質が問題なければ、そのままそっくり乗せ変えることも可能ではないかと思うんです。そういうことも考えられるわけですが、それをあえてせずに800名規模に変える。変える理由は、先ほど来、市長が語るねちっこく語っておられるわけですが、確かに文化芸術に関する施設、それと勝浦市の今後の発展、そういう点ではそれはそれとして非常に重要な視点なんですけども、勝浦市政はそればかりで運営されているわけではありませんで、私がかねてより主張していますように、市民の現在の生活は極めて苦しく、年々苦しくなっているような生活状態にあって、市民の願いが負担の軽減を強く求めている中であります。それにこたえる予算措置も一方では求められているにもかかわらず、このところへの変更が、そういった事業との関係で語られていないんじゃないかと思うんですよ。それを置いても、それを変更して一定の予算の上積みをしてでもやるべきだという説明が足りてないし、そういう市民への理解を得る上での段取りとか手続の上でも極めて丁寧ではないのではないかと思います。議会に対して、この補正予算の承認をもって規模の変更を、専決処分を後で承認するような格好での手続というふうに言えなくもないんですけど、規模の変更については、もとに戻そうという議論もこれからやって、議会でするということを決すれば、可能なんじゃないでしょうか。もう決めちゃったことだということになっているんじゃないでしょうか。この辺も含めて、手続がトップダウン的なやり方ではないかと思うので、その点についても明快にお答えいただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 午後3時10分まで休憩いたします。

午後2時53分 休憩

午後3時10分 開議

○議長（丸 昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。玉田観光商工課長。

○観光商工課長（玉田忠一君） お答えいたします。勝浦ビッグひな祭りにおけるバス駐車場の運用についてですが、ひな祭りイベント期間中につきましては、今後、整備しようとする跡地の駐車場にすべてバスを入れようと考えております。

またバスを入れるに当たりまして、混雑等避けるためにそれなりのスタッフをつけていきたいと考えております。以上です。

○議長（丸 昭君） 次に、猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 先ほどもご答弁申し上げましたけども、これからの本市の芸術文化の一層のレベルアップを図るため、また、これから30年、40年使う施設であるというようなこともいろいろ考えますと、800席は必要であると考えます。ただ、この検討委員会等を経ないということにつきましてのいろいろ意見ありましたけども、これは社会資本整備総合交付金の申請期日もあったということもありまして、平成15年のときに800席の答申もありました。ということも踏まえて800席にしたいと思います。これをもとに戻すことは考えておりません。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 今の質問に答えていただきたいんですが、8月5日に規模変更を決めたのかどうかという点と、市のほかの予算執行との関連ではどうなのかということをお尋ねしているんです。その答えがないんです。

○議長（丸 昭君） 猿田市長。

○市長（猿田寿男君） それは、10月17日の庁議で一応、決定いたしました。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） とにかく、こういう重大な変更を事後承認的に議会に諮る、そういうようになっているように思うんですよ。11月だということで、8月5日ではなかったことはわかりましたけれども、いずれにしても9月の議会もありましたし、12月議会を今、迎えているわけだから、こういう重大な変更をそもそも市長はいつお考えになっておられたかわかりませんが、手続が余りにも突然すぎるというか、それこそ庁議という言葉はそこに出席した皆さん、全員が賛同して決まったかのように聞こえるんですけども、一体そうなのかどうか。市長のトップダウンでおりてきているというふうな印象を特に持ちました。庁議に諮る際に、これだけ重大な変更ですから、大きな変更ですから、いろんな判断材料をお示しになられた上で決断をされたんだろうと思うんですけども、そういった判断材料を、私どもの今、手元にあるのは、議員全員説明会でいただいた1枚のペーパーと今回の補正予算に計上されたものだけなんですよ。この事業自体は平成26年8月までの完成を掲げ、早期の事業ですし、莫大な予算も伴っているわけですね。先ほど同僚議員が当初計画との違いを質問されて、詳しい口頭での説明はありましたが、そういうものはきちっと口頭じゃなく紙で議員に示して、こういう重大な変更を、これこれしかじかの理由によって行いたいということを、まず先ほど市民に積極的に説明にこれから歩くというふうにおっしゃられましたけど、まず我々議員にそのことを了解をとる努力が全く欠如しているんじゃないかというふうに感じるわけなんです。そういう点では非常に独断的なやり方で、期日が過ぎちゃっているんで、了解してほしいという押しつけがましい

重大な規模変更だと思うんですけど、いかがでしょうか。

それと、先ほどの駐車場の利用につきましては、よくわかりました。通常時におきまして、この14台の大型バスの利用はルールを設けるとか、運用上、これがきちっと大型バスによって活用されるようなふうにしていくために、今後、運用しながら適宜、ルール化とか、あるいは必要な手だてを講じる必要があるかと思うんですね。1台普通車がとまっただけで大型バスが1台とめられなくなるという場所ですので、そういう点も今後、検討していただきたいと思います。

なお、そのルールの中で、これはホテル三日月のちょうど真ん前に位置しておりますが、ホテル三日月に宿泊されるバスは、今、臨海荘のわきの駐車スペースにバスが何台かとまっている光景を目にいたしますけれども、今後、ホテル三日月の宿泊客が利用される大型バスについても、この場所に駐車をお認めになる予定があるかどうか、伺っておきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 今、議員、いろいろ意見を言われていましたけども、これについては私としてはそういうふうに市民を無視したような、また議会を無視したような経緯ではなくて、何回も説明していますように、当初800席だったと。その後、いろいろ市の考え方、財政が非常に厳しいということで500席になったという経緯もあって、ただ、今度、3.11の変更で場所を高台に持ってくる。市役所のわきに持ってくるというときの、また条件も変わってきたというようなことで、当時、私も確かに556席で考えておりましたけども、敷地も広くなったというようなこと、財政的な見通しも立つというようなことで決めたので、たまたま期限が非常に迫っていたということで、今回、こういうような形にさせていただいたということです。これ以上、言いようがないんですけども、これでも、おまえのやっているのは独断でどうなんて言われれば、それは藤本議員のまさに意見であって、私は決してそうではないと思っております。

私は、場所が当初の建てる時に決まっていて、その場所を変えるというのは大変な影響がある。これは必ず委員会を経なくちゃいかんと思っていますけども、できれば、この800席に変えたときも、そういう委員会なりフィルターを通せばよかったかもしれませんが、時間的なあれがなくて、今回、こういうご説明していますし、前回の議員全員説明会でもお話をさせてもらったということでございます。ご理解をお願いします。

○議長（丸 昭君） 次に、玉田観光商工課長。

○観光商工課長（玉田忠一君） お答えいたします。ホテル三日月利用バスの駐車ということですが、今回、整備しようとしている駐車場につきましては、あくまでも買い物客、観光客のための駐車場として利用していただくということで、宿泊関係者のバスの駐車については、現時点では考えておりません。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 市長に対してまして、私は確かに意見を含んだ発言をいたしました。しかし、質問したいことは、今後の審議によって、この800席への変更をまたもとに戻すということは可能なのかなんです。556席のものの計画に戻すことはできませんという、そういう決まり方に、今、なっているんじゃないですかということをお尋ねしているんです。そのことは手続上、そういうことを丁寧に事を進めてこなかったのではないかと。その点については、市長、手続上、おわびが必要なのかどうかわかりませんが、そういうやむを得ない事情があったと

いう釈明も特になく、こういうわけで了解してほしいというふうに聞こえるわけなんですね。その点を申し上げておりますので。ちなみに、総務常任委員会なり、これから審議があるわけですが、これを556席のものと設計に戻すという道はあるのでしょうか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 戻す考えはありません。先ほど私が説明しましたように、550席とか前の議論の中では、全体的に見ますと公民館的なそういうような使い方を前提としている。これからのレベルの高い芸術文化を振興していくというときに、500席の施設では来てくれない。そういうものを味わうことができない。たまにはできるでしょうけど、そういうのはある程度の一定の規模がないと、そういう興行をやっても、そういう芸術家を呼ぶことができない。それで本当にいいのかということです。だから、800席は最低。本当は1,000席ぐらい必要なんですけども、でも800席。身の丈に合ったということで、800席程度は必要だというふうに思っています。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。戸坂議員。

○3番（戸坂健一君） 私からは2点、お伺いします。まず1点目、53ページの保健衛生費、火葬場費の業務委託料47万3,000円について、これはかつうら聖苑の防水改修工事ということですが、かつうら聖苑は建ってまだ日が浅いと思いますが、建築してから何年建っておるのでしょうか。2点目、75ページの市民文化会館についてですが、先ほど社会教育課長が新しい文化会館の維持管理費が1平方メートル当たり7,000円というお答えでしたけれども、その根拠がほかの近隣の自治体の管理費を大体足して割った結果のようなお答えでしたけれども、ほかの近隣の自治体はほとんどが座席が固定式で、今回、勝浦市が建てようとしているものは可動式のものだと思いますが、可動式のものであれば維持管理費も大分上がるのではないかと思います。もう少ししっかりと数字を出したほうがいいと思うんですが、その点、いかがでしょうか。この2点、お答えをお願いします。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。目羅環境防災課長。

○環境防災課長（目羅洋美君） かつうら聖苑でございますけれども、施設の竣工が平成17年9月で、供用開始が平成17年10月から。今回の業務委託料の関係でございますけれども、受付カウンター上に若干の亀裂が見られ、時々しみてきておりまして、また、時には床にたまることもある。また、玄関の自動ドア入ったところの天上と炉前ホールの天上にしみが見られるということで、今回、この雨漏りの原因を突きとめて、今後の修繕の仕方を検討していただくために業務委託をしようとするものであります。以上です。

○議長（丸 昭君） 次に、菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘氏君） お答えいたします。管理費の7,000円ということでございます。今現在の私どもで把握している試算といたしまして、先ほどお話ししましたように、夷隅郡内の4施設の平均ということで、確かに夷隅文化会館が可動式ということで、ちなみに平成22年度では8,643円というデータがございますけども、今後、議員のご指摘を参考に、また、管理体制が今後、指定管理者制度の導入ということも含めて検討していく中で、慎重に精査していきたいと。そして、なるべく維持管理費を安くしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。戸坂議員。

○3番（戸坂健一君） 維持管理費の件はわかりました。しっかりと精査していただきたいと思います。

かつうら聖苑に関してですけれども、建築してから6年、7年で雨漏りがするというのは、これは建物に瑕疵があるんじゃないかと思うんですが、普通、民法上、建物の瑕疵担保責任は5年から10年だったと思いますけれども、これ、建設のときの請負契約で何年かに設定を短くしているんだと思いますが、この場合、瑕疵担保責任を何年に設定しているのでしょうか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。目羅環境防災課長。

○環境防災課長（目羅洋美君） 瑕疵担保責任、手元に資料がないんですけれども、実際に建設した業者が倒産して、今現在いない状況でして、責任を問える状況じゃないということで、早くやらないとどんどん悪くなるんじゃないか。また、実際に火葬を行っているときにそういうことが起きて大変なことになってしまいますので、今回、設計について予算をお願いしている以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。戸坂議員。

○3番（戸坂健一君） 倒産しているということであれば、仕方ないと思いますけれども、文化会館についても、こうした施設について公共の施設をつくる場合は、本当に建物がどうなるか精査してしっかりやっていただきたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。磯野議員。

○1番（磯野典正君） 私からは47ページの児童福祉費の中の保育所備品購入費、興津保育所のジャングルジムの新規購入費ということと、49ページの生活保護費の部分ですね。もう一点が73ページの社会教育費の中の鳴海ロードレース職員時間外勤務手当についてお聞かせ願いたいんですが、まず、児童福祉費ですが、これは物が壊れたということでの購入と思われるんですが、興津保育所、昨日も一般質問の中でやらせていただいたんですけども、小学校、中学校の件は委員会等立ち上げるというようなことを前向きに検討していただくということでお話しいただいたんですが、保育園に関しても児童の数というものが、今、どんな状況になっているのかというものを教えていただきたいです。

それと生活保護のほうですが、こちらについては、今、どのぐらいの人数の方がその対象になっておられるのか。また、その年代の方というのはどのぐらいの方がいらっしゃるのかということをお聞かせください。

社会教育費の鳴海ロードレースの件ですが、これについても職員の時間外勤務手当ということで、これ、何人ぐらいの職員の方が配属されたのかということをお聞かせください。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関福祉課長。

○福祉課長（関 修君） お答えいたします。興津保育所の備品購入の関係につきましては、腐食で子供たちが遊ぶのに危険であるため、現在、使用禁止しているため、新たに購入設置しようとするものであります。ただいまご質問のありました保育所の児童数でございますが、11月末現在、全体で324名です。各保育所別に申し上げますと。中央が150名、東が15名、郁文が7名、鵜原が18名、興津が48名、上野が52名、総野が34名という状況になっております。

次に、生活保護対象人員の関係でございますが、9月末で申し上げますと、被保護世帯が183世帯、被保護者数が243名、このうち年代別については現在把握しておりませんが、高齢世帯が98世帯、全体の53.6%が高齢世帯であります。そのほかに傷病、障害者世帯が61世帯、母子世

帯が3世帯、その他となっております。以上です。

○議長（丸 昭君） 次に、菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えいたします。鳴海ロードレース大会の職員の配置でございますが、職員総数39名です。そのうち社会教育課の7名を含めております。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。磯野議員。

○1番（磯野典正君） ありがとうございます。保育所の備品ということで、腐食によるということですが、興津あたりでしたらそういうことは非常に考えられると思いますし、子供たちの安全ということを考えたら、早期に購入していただくというのが非常に大事だと思いますし、また、今、各保育所で使っている遊具に関しても、定期的に監視というか、そういったものをされているのかどうか、確認させていただきたいと思います。

生活保護のほうですが、高齢者の方が多いということはわかりました。今までに、例えば生活保護を受けていらした方が普通に再就職されたりとか、そういった方というのは今までにあったというのは、過去にそういった方がいらしたのか、その辺をお伺いしたいと思います。

鳴海ロードレースの職員のほうですが、39名の職員の方が配属されたということですが、これ、市民のボランティアの方とかというのは募ったのでしょうか。お聞かせください。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関福祉課長。

○福祉課長（関 修君） お答えいたします。遊具の危険防止のための点検等についてでございますが、各保育所の保育士が常に点検しておりますし、また遊具について、塗装、修繕の際に業者に依頼しまして確認をお願いしている等、安全を期しているところでございます。

それと生活保護の就労状況等についてということでございますが、過去に就労について保護を廃止した世帯もございます。ただ、勝浦市の保護世帯の状況を見ますと、高齢、傷病者で就労につけるような状態の人が非常に少ない状況であることは言えると思われまふ。以上です。

○議長（丸 昭君） 次に、菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えいたします。市民ボランティアの方はボランティア対応ということで応援いただきました。なお、今回の時間外手当につきましては、基本的に市の職員の振りかえ制度ということで対応させていただいているところでございますけれども、大会があった同じ週にどうしても振りかえが対応できなかったという方を対象に、100分の25の勤務手当をつけるということでございます。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。磯野議員。

○1番（磯野典正君） 関課長のほう、2点、ありがとうございました。鳴海ロードレースのほうの市民のボランティアの方を募られたということでございますけれども、去年、私も駅伝を走らせていただいたのですが、安全面という部分で、道路を走る部分があたり、歩道を走ったり、走っている前に車がいたりとか、すれ違いができなかったり、そういった問題が非常に多いのが今のコースの状態でございます。これは自分も走ってみてわかったことなんですけど、そういった点で警察署長のところに出向いてお話をした経緯がございます。鳴海ロードレースとか駅伝の大会については、イベントの中で参加費がとれる、一番収益を出せる、しかも人を集めることのできる大会でもございますし、勝浦市においては鳴海ロードレースについては本宮ひろ志先生のTシャツを欲しいというランナーが集まってくるわけですので、もっともっと安全な走路を確保できるような体制で来年度に向けて、早急に走路に関して検討していただきたいと

と思いますが、その辺はいかがでしょう。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えいたします。議員ご指摘のとおり、まず、選手が安全で走ることが一番大事なことでありまして、交通事故等を起こさないことが条件というふうに認識しております。多少危険な場合があったかもしれませんが、より安全に大会を運営していくため、来年に向けてさらに検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。刈込議員。

○17番（刈込欣一君） 私、また市民会館のことで市長にお話を聞かせていただきたい。先ほどからいろいろな同僚議員の方がこの市民会館についてお話はしています。これは審議会、また検討委員会、設置委員会、いろいろな検討委員会はやっています。最初に始まったのは平成19年10月30日から平成20年2月29日、これは5回やっています。その次は平成20年7月29日から平成21年3月26日、これも5回開催しています。そして、平成22年6月1日から平成22年8月5日、これも5回。最近、平成23年6月1日から平成23年6月7日と、いろいろ審議会、検討委員会でやっております。市長もご存じのとおり、この検討委員会、また審議会等の意見を踏まえて、今度の提案はしたんだろうというふうに推測しております。

そんな関係で、席数が増えた減ったということも大事なんですけど、予算のことについても大事なんですけど、800人、1,000人という、私も野球を少しやっているんですけど、グラウンドにしても、またこの次に市民野球場のお話をさせていただきたいんですけど、大きなグラウンドにしないとよそから人を集められない。そんな関係で、これについてはよかろうとは思いますが、ただ、やり方が、もう少し順序を踏まえてやっていただければと思うんですけど、それは順序はともかく、大きなものを、先ほど市長はいみじくも言いましたが、身の丈に合ったもの。勝浦市の身の丈に合ったものというのは、どのくらいの数字なんだということで、やってきたのが多分650席とか550席という数字ではなかろうかと。ただ、今回、いろんな交流とか、いろんなイベントをやる、その人集めについて、数字を上げましたよということ、数を増やしたということは、それはそれでよかろうとは思いますが。ただ、先ほど同僚議員から、私たちは、これを一般の市民の方々に650席で17億円という数字を随分説明していました。今度の数字は、800席になって24億円になった。刈込、何だよ、7億円も増えているぞ、どうしたんだ、この金はというふうな、その説明がなかなかできない。先ほど市長が言ったとおり、私が説明をするんだと言うんですけど、私たちも市民と直接向かい合いますので、そこら辺の説明がきちっとできるような、これまた資料等をいただいて、今度はこうだというふうなことを、もし決まった場合には、そういうことで対応していただきたいと思います。いま一度、市長のご意見等を聞かせていただきたい。

2点目は市営球場のお話なんですけど、今、警察の庁舎をつくっておりますよね。あそこにテニスコートがありました。テニスコートは荒川小学校、テニスやっているテニス協会の人たちは並行してやったおかげで、何も支障来さなくて、荒川の市営庭球場に移ったと。今度、市営球場がなくなっちゃいました。社会人でやっている、今、あそこで野球の関係は勝浦市の野球協会、勝浦市のソフトボール協会、勝浦市のゲートボール協会、武大のソフトボール、ソフトボールは別なんですけど、武大。それとドクターヘリの発着場、そしてグラウンドゴルフの大会、これほどたくさんの人たちがあそこを使っています。本当は野球場だけで使いたい。とこ

ろが、勝浦市には多目的球場というのはありません。ですから、芝生のグラウンドを使ってソフトボールをやきましょう、グラウンドゴルフをやきましょうということで使っているのが実情です。これがなくなっちゃって、この工事が始まってからどうするんだと。この前の説明のときに、内々、そんな話があるよなんてちらっと聞いて、聞こうと思ったけど、それは説明はできないという話をしていましたので、もしそういう計画があるならば、お知らせしていただきたいと思います。1回目、終わります。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 私からは最初の1点目にお答えします。これで議決をいただきましたならば、私もあらゆる機会をとらえて市民の皆さんにここら辺の説明をしたいと思います。以上です。

○議長（丸 昭君） 次に、菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） 市営野球場の関係でございますが、市営野球場の建設の予定としましては平成25年4月からを想定しておりまして、平成25年4月以降につきましては、議員より説明いただきました軟式野球、ソフトボール、ゲートボール等、そういう協会の方たちが使用できないということになりますので、今のところの予定としましては、軟式野球につきましては市内の北中と勝浦中学校をお借りしまして、暫定的にある程度、野球ができる設備を整えまして、使用していただきたいと、今のところ考えております。

またソフトボールにつきましては、市内の小学校のグラウンドをお借りしまして、試合等していただければと考えております。

また、ゲートボール、グラウンドゴルフにつきましては、長谷川グラウンドがございますので、そちらのほうを使用していただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。刈込議員。

○17番（刈込欣一君） 市長のお話はわかりました。もし、これが可決されましたら、早速にでもそれをつくっていただいて、市長が行って2万人を説明することはできません。私たちは直接市民と向かい合いますので、そのときに、こうなったんだよ、今度はこういう結果になったんだという結果を知らせたい。ですので、そういうものをやっていただきたい。

それと、1回目で外したんですけど、勝浦市の環境審議会というのがあります。その中で平成22年7月27日、勝浦市の環境審議会で決議したものの中にソーラーパネルと言っていたんですけど、太陽光発電装置で発電された電力量及びその使用状況については、パネル型等により可視化を行い、来館者が自然エネルギーに対する理解を得るようにしていかなければならない。この前の全員協議会の中で、初めてこのソーラーパネル、ここに出てきていた太陽光発電装置の設置、これだけはぜひやってもらいたい。ここら辺でやっているところはありません。ですから、ソーラーパネルのある、太陽光のある市民会館であると。それだけでわかってしまう。ですから、ぜひこれだけはやってもらいたい。環境審議会も出しています。こういうふうに審議会の意見も取り入れているよと。何もやっていないと、何やっているんだ、何もやってないじゃないかと言われちゃいますので、ぜひこのことだけは私からは希望しておきます。

それと、今、社会教育課長がおっしゃった。あれは何。私は意味が全くわからない。市営球場、どういうふうに設置する考えがあるかと聞いただけの話で、野球を勝中、あるいは北中のグラウンドでやるといったって、とんでもない話です。ソフトボールは各小学校でやります。それもちよっと待ってくださいよ課長、と言いたくなっちゃう。ゲートボール、長谷川グラウンド。

冗談じゃないですよ、年寄りはおそこまで行けませんよなんてなっちゃう。

私は市営球場をどういうふうにするんだということを聞いておりますので、そこら辺の手当てがないと、このことについて、逆に800席じゃくて、24億円、そんな問題じゃなくて、野球場がなければ賛成しかねるというものはありますので、先ほど市長は文化的なお話ばかりしていました。スポーツは何だ。今回、勝浦市のソフトボール部がどういうふうになっているかわかりますか。社会教育課長は知っていると思うんですけど、今回の5年生以下の大会で千葉県で優勝、準優勝。全国大会へ行くんです。タンタンメンと同じ。今度、2チームが行くんですよ。それだけ、みんな一生懸命やっている。それが球場がない。ですから、そういう場合には、四街道市、鴨川市、市原市、茂原市、こういうところでみんな地域のソフトボール大会やっています。みんなしっかりとした球場があります。勝浦市だけ。勝浦市はちょっと雨降ると中学校借ります。実際に借りているんですよ。だけど、それじゃ困っちゃう。ですから、ぜひ野球場の手だて、今すぐという話にはならないとは思いますが、平成25年から先の話、まだ平成24年は始まってない。これは市長にお願いするしかなくなっちゃう。ぜひ、これについてはいま一度、お話を聞かせていただきたいと思います。以上です。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 野球場ですけども、今回、市民文化会館を市営野球場のところに作るということにおいて、今年の6月の下から高台のこの市営野球場に文化会館をつくるというときの答申といいますか、意見においても、「建設位置を市営野球場と決したときは、市営野球場の移設計画を早期に具体化し、野球場の建設に向けて、鋭意推進努力すること。市営野球場が使えなくなったときは、市内外の学校、野球場施設を代替施設として用意すること。その際、市外代替施設などの交通手段について配慮すること」ということで、このような意見もいただいております。

この文化会館をここにつくらざるを得ないといいますか、ここに作るということにおいて、市営野球場が一部使えなくなるというのは、本当に申しわけなく思っております。これについては、早急に、一部我慢をいただくという時期も若干いただかなければならないんですけども、なるべく早急に野球場をどうするかということにつきましても、財源とのらみもありますけども、考えていきたいと思っております。

ただ、いずれにしても、ここにあった市営野球場も正式な野球場ではないので、1つ、本市にも正式な野球場、ちゃんと規格に合った野球場をつくる必要があるのではないかなということでございまして、市有地はいろいろあるんですけども、なかなかマッチしたのがないような感じがいたします。長谷川グラウンド等についても、付近にも農地等があつて、近くにはテニスコートもあるし、そこら辺もいいのかなとか、内部ではいろいろ土地の調査なんかもやっておりますけれども、遠くないときに、ちゃんとした野球場をつくりたいなと思っている次第でございます。少年野球のソフトボールで全国大会にも出て、いつも私のところへ報告に来ますので、そこら辺のソフトボールの元気な子供たちのあれを十分わかっております。ということで、なるべく野球場については、ただ、しばらくの間は我慢をお願いしたい。申しわけないと思っております。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。刈込議員。

○17番（刈込欣一君） その野球場については、ここ出身の広島丸も、皆さん承知のとおり、活躍

している。あの子ども私はよく知っていて、ここで育った子供です。磯野君なんかも一生懸命やっているので、はがゆい思いしているんじゃないかな。おい、タンタンメンだけじゃないぞと言いたくなっちゃうんだけど、そっちの船団長なので、なかなか言えない。そんな関係はありますので、先ほどマッチしないと。財源とあれがマッチしないかと思ったので、ぜひ野球場。勝浦市だけだと思うんですよ。市営の体育館がない、市営の野球場がない、なくなっちゃう。こんなところありますか。勝浦市は市民会館のすばらしいのがあるから、今度の市長はそっちばかり金使っちゃって、こっちをやってくれないよととんでもない話になっちゃいますので、もう少しスポーツにも力を注いでいただくように。いつとは言いませんけど、平成25年からと先ほど社会教育課長おっしゃったけど、まだ1年、2年ありますので、ぜひ早急に、新しい球場でできるように、勝浦市の総合運動場も何が何だかわからなくなっちゃって、あれ何よ。あれ、6億円か7億円ぐらいかかって、あれ、何やっちゃったんだよという話にもなっちゃう。そんなところもありますので、ぜひいろんなところを見て、手だてをしていただきたいと思います。まして、いま一度、市長、お話聞かせてください。以上です。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 刈込議員のお話、じっくり心の中に入れまして、これからじっくり検討をして、少しでも前に進むように頑張っていきます。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。寺尾議員。

○12番（寺尾重雄君） 私から49ページ、生活保護費、53ページ、火葬場、1時間ぐらいかかりますので、よろしくお願いします。67ページ、川津の避難路整備の80万円、そして61ページの商工費の駐車場、市民会館で73ページ、特別徴収の介護保険で133ページ、以上、質問します。

生活保護の件について、一点一点いきますと、この生活保護について、今、説明聞きました。その中で被生活保護者243名、世帯数で183世帯。その中で、今の経済状況から考えても、大阪市と同じように年々増えているかと思うんですね。そうした場合は、ここにかかってくる医療費の高騰の問題も今回の説明で受けました。そういう中で、この何年かの経緯がどのくらいの件数で増えているのか。ましてや、これもこの経済状況の中でまだまだ続くのかなと。そういう意味で、近年、何件ずつ、どのくらいのスピードで、どのくらいの経費でこの辺が増えているのか、このご説明をお願いします。

火葬場の件、先ほど来からも出ている中で、確かに7年前から雨漏り。これは建築を請け負った時点からです。瑕疵担保の10年補償、15年補償は義務づけられています。その中で業者がつぶれようと、やった施工業者が瑕疵担保を負うという条項が入っていると思います。進行書類の中でやった業者の瑕疵担保を見て、この予算上、計上は計上としても、支出を抑えていただきたい。その辺どうなのか。

川津の整備、これは市長の説明だと川津のほうの手すりをつけたということもあります。そういう中でもこの津波を踏まえて、各地域、いろんな方面に一時避難場所をつくらなければいけない。これは房総沖地震、東海、東南海、いろいろある中で、近々にも逃げる場所。ただ、その中で、地元区長との話し合いの中でもありながら、身障者の手だてはどうするのか。自分たちは逃げる。てんでんこに逃げるとというのが津波の合い言葉だというのが、この大震災の話でありましたが、そういう中でも身障者、あるいは独居者の問題点を区長とお話ししながら、その辺に関してやっていただけないか。7日には国会の参議院で津波防災地域づくり法案が成

立しました。その法案の施行は近々なつてこようかと思ひますので、地方自治体においても、その辺を踏まえて、この津波防災地域づくり法案の成立に伴つて、市民会館の問題点、公共施設の問題点もこの辺にうたつてあります。それもいずれはこの勝浦市の自治に流れてくると思ひますので、その辺を踏まえながら、この辺はどうなつてゐるのかはいいんですけど、ただ独居者の問題、あるいは身障者の問題はどうか。

73ページ、市民文化会館のボーリングの373万8,000円、設計料の8,190万円、測量の1,281万円、これも前回、たまたまブルーシートを敷かれてゐる部分が4,300平米だつたと思うんですね。ゲートボール場、あるいは駐車場、また、ここに計上してきてゐるので、前回の測量はどうなつてゐるのか。

先ほど抜かしましたが、61ページの商工費の駐車場の問題。実際、観光商工課長、この図面は、たまたま土屋議員が請求したんですけど、そうしたら、そこにあると、これをコピーしてくれと。私はいいですけど、小学生が漫画に色塗りしたわけじゃないし、もっとしっかりした資料を出せないのかという問題ですよ。結局、先ほど来から駐車場の鋭角に曲がつた、大体駐車場の入り口というのは10メートル近辺、曲がり角から抜けなさいとか、そういういろんな駐車場の法的規制があるわけですよ。そういう中で、安全性第一の問題。結局、1メートルあれば、先ほどの都市建設課長の答弁じゃないけど、高さ関係は道路勾配は8分の1の勾配、最大12分の1の勾配の問題があるわけです。その辺をどうするか。先ほど来、土屋議員の話ではないですけど、ある程度、課長たちも部下に聞きながら、部下にやる気を持たせて、その辺で検討して、ちゃんと出してくれないと困るわけですよ。

この4,400万円の駐車場の総工費の予算づけ。普通駐車場でバスが14台、普通乗用車153台。この中で実際バス14台の倍のエリアとして10センチの厚みにおいて、いろんな面で550席から800席になる上においての予算上の計上は、企画課長と財政課長は十分に丁寧に説明して私も理解し、それだったら何とか安心だと。ただ、今後、給食センター、いろんな問題点から予算をどのように使うかを考えながら、この辺を提案し、バス部分だけ、仮にバス以外の一般駐車場のところを5センチであつていいわけですよ。それをほかのところまで10センチで、ゲートボール場だけ5センチの舗装等、バスを倍のエリアとつたつて10センチで済む計算でコストを下げ、その中で予算の低減を図りながら、市民の税収をどう抑えるか。たまたま市長が1,000万円もらつてきてくれた金を有効にどうするかという問題点があるわけですよ。ただ、どのような見積もりでということは別にしても、業者からもらった見積もりをそのまま受けて、これだけかかます、はい、わかりましたの提案じゃいけないと言つてゐるんですよ。ここに計上されてゐる補正予算は、審議して可決するんでしょうけど、執行段階ではもう少し考えて、抑えて、ここに計上されてゐる1,800万円の経費、ここにスペースが何メートルあるかもわからない、それで金だけ計上されてゐる。もっと勉強して、それで発注していただきたい。

市民文化会館のボーリングは、耐震用のボーリングの調査のお金をとつてあるかどうか。先ほど来、設計の業務に関してはプロポーザル方式を望んでゐるんだと。私なりに工期を選定して考えた上では、一般入札であろうと、プロポーザルであろうと、その工期内、平成26年3月末には終わる的な問題で、私なりに調べてきました。そういう意味から、前回の設計においては、ある程度、前回のときには、私はこの議会でも、音響を皆さんが勉強するためにわざわざコンサルタントに頼んでつける話じゃないと。結局、総合設計というのは、すべてを行う設計

なんですよ。どこを選定するかは別にしても、すべて賄うことはできる。そこでのコストダウンの問題。そして、先ほどの舞台の問題等もありましたけど、そういうのは簡単に物事を処理、前回、4,200万円の設計料をつけ、1,200万円で落とす。そんなもので、競争入札であろうと、どこでどういう裏話があるかわからない。できる話ではないです。別に管理料2,500万円をつける。もう少し皆さんが真剣になってこの問題に対処してもらわなきゃ。そうすることによって起債の問題等も下がってくるだろうし、そういう中での話から行きまして、この設計に関しても、どのようにどうするかを皆さんで考えていただいたはずですよ。この測量の話は、先ほど言いましたが、どうなっているのか。

133ページの介護保険。介護保険の特別徴収分1,200万円ありますよね。これも年々増え、名木にもできる。この辺の保険者が50%、国が25%、県が17.5%、これは私が説明する話じゃない。そういう意味合いから考えて、年々どう上がってきているのか、この辺も今回の国会でも2兆円から始まり、それが4兆円、8兆円、なお、そこに従事している職員の18万円の給料をどのように上げるか。そういう問題もあるんですけど、この辺の厳しい経済環境の問題が、今後どう続いていくのか。名木において、特養の待機者は確かに多いです。多いんですけど、いろんな意味合いから、今後、この辺の財政がどのように膨らんでいくのか、その辺、ご説明願います。以上です。

○議長（丸 昭君） 午後4時20分まで休憩いたします。

午後4時09分 休憩

---

午後4時20分 開議

○議長（丸 昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。関福祉課長。

○福祉課長（関 修君） お答えいたします。生活保護の過去からの状況についてでございますが、平成20年度から申し上げますと、被保護世帯が平成20年度が168世帯、平成21年度が176世帯、平成22年度が176世帯という状況になっております。これは各年度末、3月31日現在であります。

次に、被保護人員でございますが、平成20年度が229人、平成21年度が245人、平成22年度が237人という状況になっております。

給付費の関係でございますが、決算で申し上げますと、平成20年度が3億5,683万1,209円、平成21年度が3億7,192万8,347円、平成22年度が4億147万4,321円という状況になっておりまして、平成20年度の決算額に対して平成21年度が約1,509万7,000円の増、平成21年度対平成22年度では、平成22年度に約2,954万6,000円と増加している状況であります。

主な増加の原因につきましては、高齢者等の医療扶助が大きな要因になっております。以上です。

○議長（丸 昭君） 次に、目羅環境防災課長。

○環境防災課長（目羅洋美君） かつうら聖苑の瑕疵担保の関係でございますけども、契約によれば、引き渡しを受けた日から2年、重大な過失だった場合は10年というような内容になっております。先ほども申し上げましたけれども、業者が倒産しているという状況もございます。また、雨漏りが今は見えておりませんけれども、実際に大雨になったときに雨漏りがした場合に、そこで火葬が行われている状況等あった場合に大変なことになりますので、まず、今回、設計を

お願いしまして、それによって工事を施行すると。瑕疵担保の責任につきましては、この後、だれに問えるか、そういうことを検討していきたいと思います。

また、災害の関係の一時避難所等の関係でございますけれども、今回、夏に勝浦、興津地区の区長といろいろなヒアリングをやって意見をいただいておりますので、避難場所につきましては、そういうものを今、策定中のハザードマップのほうに載せていくような形でございます。

また、災害時の身障者、高齢者の避難ということでございますけれども、災害時要援護者支援計画を策定しておりまして、9月に福祉のほうで要援護者支援システムの予算をとっておりますので、今後、そのシステムを導入し、要援護者となる方々の把握をいたしまして、その管理をしていくと。それで台帳をつくって実際に備えるというような形になると思いますので、今後、まず、システムを導入してから進めていくというような形になります。以上です。

○議長（丸 昭君） 次に、藤平都市建設課長。

○都市建設課長（藤平喜之君） お答えいたします。まず、駐車場舗装工事費の積算でございますけれども、都市建設課におきまして公共工事の設計基準によりまして積算をいたしております。

次に、駐車場の舗装構成でございますが、この4,000平米の大きな駐車場側に対しましては、イベント等でこの中をバスが旋回する場合もあるというようなことでありましたので、それを前提に表層工、アスファルトを5センチ、路盤につきましては、下層路盤、再生採石14センチ、上層路盤、粒調採石10センチというような構成にしております。

また、ゲートボール場に対しましては、表層工、アスファルト5センチ、路盤工、再生採石10センチとしております。

続きまして、道路関係でございますが、入り口付近の道路勾配は約7%でございます。また、そこから駐車場に入り込みます入路は縦断勾配約10%でございます。

また、出入り口の曲がり角付近の制約でございますけれども、駐車場設置基準の出入り口を設けてはならない箇所のチェック項目を見ますと、曲がり角から5メートル以内に設置してはならないということになっております。以上でございます。

○議長（丸 昭君） 次に、菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えいたします。今回の地質調査に耐震設計上の調査があるかどうかのご質問についてお答えいたします。耐震設計上の地質調査につきましては、一般的に専門的な弾性派速度測定という検査がございます。これは一般的に超高層建築物の構造計算、液化現象が懸念される地盤等の場合に、一般的に調査をしているものと考えております。しかしながら、建築物を地震に対して倒れないように設計することは大切であると考えておりますので、今後、地質調査の発注の中で、予算の関係もございますけれども、検討はしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（丸 昭君） 次に、西川介護健康課長。

○介護健康課長（西川一男君） お答えいたします。介護保険料特別徴収に絡んで介護保険の給付費がどのように上がってきているのか、この傾向がどう続いていくのかというご質問でございますが、まず、介護保険料の特別徴収分につきましては、12月補正におきまして1,207万4,000円を減額しております。この内容につきましては、介護保険の財源につきましては、先ほど議員おっしゃったとおり、公費で50%、65歳以上の第1号被保険者20%、40歳以上、65歳未満の第2号被保険者で30%という財源構成になっております。

その中で、今回のこの特別徴収分につきましては、第1号被保険者の公的年金から介護保険料を引いている分でございます。この減額につきましては、当初予算で2億9,668万円を見込みましたが、転出、死亡等によりまして決算見込みにおいて約80万円ほどの減収が見込まれることから、今回、減額をして行ったところでございます。

また、今後の給付費につきましては、平成22年度の決算は給付費が15億5,880万8,266円、平成23年度の見込みにつきましては、今回、補正予算に給付費の増額補正を上げてありますが、16億8,705万8,999円と約8.2%上昇する傾向になっております。

また、今後の見込みにつきましては、先ほど議員おっしゃいましたように、旧名木小学校跡地に特養が約90床、ショートとして10床で約100床分できます。また、今月、隣の大多喜町に老健施設が約100床できまして、勝浦市からの入居者の方も見込まれると思われまので、今後の給付費につきましては介護保険の公費負担分50%が上がらないと仮定した場合につきましては、今後も給付費につきましては伸びていくものと考えております。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。寺尾議員。

○12番（寺尾重雄君） まず、市民会館の件からですね。入札も当然絡んでくるんですけど、1点は設計して、総合設計であれば、設備設計、構造設計、電気設計、全部行われるものだという認識はあるんです、ある程度の会社であれば。それを分離発注というわけにはいかないんですけど、工事の発注において、設備、電気というのは一括発注をゼネコンにした場合、そのゼネコンで設備、電気を絞ってくる。そうすると、一下請としての話しかないわけです。今、設備業界等の中ではコストオン契約。別に発注を受けて、その経費分をゼネコンが全部見た形での仕事の方法はあるんですけど、その下に入ってもらって、別の発注なんですけど、別々の電気設備に関しても、空調に関しても別発注の中でゼネコンが一式で管理し、その中で経費を払う。これはコストオン契約という話がある。その辺の今後の課題なんですけど、検討できるものは検討し、よりよいものを、この市民会館に対する市長の熱い心をどこまで反映しながらコストを下げ、いいものをつくり、また、起債を少なくできるか。そういう方向で検討してくれという話で財政課長は終わりにします。

ボーリングの件。今の予算の370万円の中で十分できる。私の裏づけの中で物を申しています。そういう中で、これが40年、50年、ある程度、半永久的にという感覚の耐震的な問題は構造ばっかりじゃない。今、基礎部分に関しては、岩盤であれば、物が動かないように岩盤をある程度くり抜いて、それが揺れる、いろんな設計方法あるんですけど、そういうものの中でよりよい安全性で、微々たる金の中で耐震の問題ができるのですから、この予算計上を下げてもできると確信しますので、その辺を十分考慮してほしいと思います。

火葬場の雨漏りに関しては、業者の連名で保証しているわけですよ。ある会社が倒産しても、その下請け業者の防水やった会社は、保証を履行する義務があるわけです。雨漏りに対しては重大過失ですから、執行方法は別にしても、その辺をまず一たん追求していただきたいんです。それが市民に対する仕事ですから。ただ、設計を先に急いでやっちゃってからとれませんかの話じゃなくて、努力することが一つの方法じゃないかと思っているんです。そういうことで、それも要望しておきますので、それをどうのこうの言ったとこで、ただ、やればできる話だと思っています。

生活保護に関して、数値的には10人単位の話で動いて、今年度は生活保護者も亡くなられた

り、そういう感覚もあるのかなと思う中で、この辺の推移をしているのかな。この辺の問題というのは、私、見受けている中では、このごろ保護者も随分多くなっているなど。市税の面からいっても、滞納者も、今回1億円ばかり欠損金もあるんですけど、そういう中でも勝浦市の生活保護を踏まえ、福祉関係で勝浦市の産業基盤、今日も職員をあれする中で基盤産業の水産業、私も水産関係のまちに住んでいるものですから、そういう面から少しでも所得を上げる方向で進めていかざるを得ないのかなと思う中で、ただ、大阪市じゃないですけど、勝浦市にはそういう方はいないでしょうけど、生活保護のほうがいいからと支給を受けたんでは困る。その辺はしっかりと精査していただきたい。

市営住宅に関しても、倉庫がわりに使っている方もいたり、わけわからない話の中でこれだけの生活保護者がいるのであれば、その辺を都市建設課長等も踏まえる中で、困窮している方をどうするかという問題もありますので、その辺を十分考慮しながらお願いしたいと思います。全部要望で終わりにします。

あと駐車場。イベントやるのに、車を中で回すと、どういう大型車を回すのか。例えば、国道128号線はそれなりの表層までやっているんでしょうけど、普通の市道は5センチしかやらないのに、1回やそこいらイベントやるためにこれだけの面積を舗装するのであれば、例えば、大型バスの長さがどのくらいあるかわからないですけど、12メートルぐらいだと思うんですけど、その倍ぐらいで、そのエリア内でおさまる話もあるんだろうし、コストを下げるために、入札は別にしても、ある面では業者からの話をうのみにやるよりも、厳しい勝浦市財政の中では、その努力は惜しんでもらいたくないと。それが市民に対するサービスの一環であるのかなと思うんです。そういう意味から、もう少し検討し、予算は予算として可決しても、十分なる検討して、私も業者の端くれですけど、私がやりたい。それは冗談ですけど、そういう意味で、市民に十分提供できるもので検討をお願いしながら、この仕事をやって損はしないですから。シートかけたときから、十分考えて方向性をつけていただければ、こういうことにもならない話もあるでしょうけど、それはそれとして十分お願いしたい。

全部要望で。あとは総務常任委員会でやってください。以上です。

○議長（丸 昭君） 全部要望でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。板橋議員。

○18番（板橋 甫君） 私は、先ほど同僚議員の刈込議員が野球場の件でいろいろ執行部とやりとりをやっていた中で、お話を聞いていましたけど、どうも市のほうの考え方に関して納得いかなかった部分が多くありますので、再度お聞かせいただきたいと思うんです。

文化会館がここに移るということで、今、こういうホールの問題も出ています。文化会館ができるなという判断はしていますが、さて、野球場については、先ほど市長も言われておりました。公式の競技をやって、近隣の市町村に負けないような、そういう立派なものをつくりたい。それは非常に結構なことです。ただ、場所の問題について、話を聞いていると、見通しが全くたっていないんじゃないかなという判断を私はしているんです。先ほど社会教育課長の答弁の中では、平成25年4月以降考えていきたい、そういう答弁がありました。そういうことじゃなくて、平成23年度は終わりにかけていますが、平成24年度あたりには少なくとも位置を決定して、概算の事業費も出て、財政見通しも立てた中で、市民の皆様、こういうものをつくって

いきますよというような形を示してくれないと、市民が今でさえいろんなスポーツをやるのに制約されているわけです。野球場の中で軽スポーツやったり、いろいろやっています。勝浦小のソフトボール、そういうところのクラブは、学校の部じゃないんですけど、学校のグラウンドを自分たちの専用グラウンドのようにして使っている。一方では、サッカーやりたいんだけど、人数が学校ではできないので、スポーツクラブをつくって長谷川グラウンドを土曜、日曜、定期的な練習をしてやっている生徒もいます。

そういうふうにしてゲートボールもそうですし、グラウンドゴルフでもそうですし、非常に制約された中でやっている勝浦市のスポーツが周りにあるのに、野球場が文化会館のためにそういうふうな形になったときには、そういう人たちの行き場がなくなっちゃうんですよ。

先ほどの話を聞いていけば、野球については勝浦中、北中のグラウンドを使ってもらうんだと。あるいは小学校のグラウンドはソフトで使ってもらうんだと。長谷川グラウンドはゲートボールとかグラウンドゴルフで使ってもらう。使ってもらうのは結構なんですけど、いつまでそういう形を続けているのか。そういう見通しが立った中で使っているのなら、夢も希望もあるんですけど、いつできるのかわからないよという中でやっていることでは、これは市民に対しても、これからスポーツを振興していこうという機運になっているところも、私なんかは体育協会に所属していますから痛切に感じるわけです。だから、そういう対外的に使える野球場を、この年度までにきちっとつくりますというようなことを、ぜひ執行部のほうも検討というか、判断をする時期に来ていると思うんです。それも判断をできないで、平成25年4月以降に考えていくんだと。そういうことでは困ると思うんですけど、これから子供が少なくなってきておりまして、今学校でやっている競技スポーツ、団体でやるスポーツはほとんどできなくなっちゃうような傾向ですね。

今、地域総合型のスポーツクラブというのが各地区に多くできていまして、勝浦市でもそういう機運になっているんです。けども、場所がないからできませんよという形で、皆、じだんだを踏んでいるところが多いので、ぜひ、そういうことも考慮していただいて、野球場もしかしですけど、今ある、せめて平らみがあって、軽スポーツもできるというのなら長谷川グラウンドしか考えがつかないんです。だから、そういうところの整備もしながら、野球場も決めて、いつの時期に完成しますよというような工程表をきちっとつくってもらって、市民の皆様は文化会館はこういうふうに建ちますけども、スポーツ施設もこの時期にはこういうものが完成しますよというものを提示する必要があるんじゃないかと思うんです。

そういう意味で、ぜひひとつ、平成25年から考えましょうじゃなくて、この時期から考えて、平成24年ぐらいには、せめて用地確保して事業実施ができるような財政見通しを立てて、それで早期にグラウンドをつくってもらおうというように強く要望をしたいのでありますけど、そういう点についても教育長がどういうふう考えているのか、今後の見通しについてお話をいただきたい。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。松本教育長。

○教育長（松本昭男君） 一つは、社会教育課長の発言が平成25年4月以降という内容でいたしましたが、誤解されているのではないかと思いますけども、これは平成25年になりますと、ただいまの文化会館の建設が承認いただきますと、そこから工事が始まります。そうしますと、平成25年4月からその野球場が使えなくなるので、その代替施設についてはこうしますよとい

う発言であります。

野球場の件については、計画の中にも盛り込まれておりますし、市長も先ほど積極的にいい球場をつくりますというお話でありましたので、ただいま市長の発言にもありましたけれども、用地については調査をしているところでありますから、早急に決めて、今、議員のお話の中にもありましたように、できるだけ早く方向性を示して進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。板橋議員。

○18番（板橋 甫君） 理解をいたしました。そういうことであれば、できる限り早く野球場の建設が始まって、市民に開放して人並みのスポーツができるような、そういう形を早急に進めていただきたいと思います。強く要望して私の発言を終わります。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。佐藤議員。

○7番（佐藤啓史君） 私から1点だけ確認の意味もありまして、お聞きします。前段者の皆さん、市民会館の件、いろいろご質問されてますけれども、この手続上の関係の意味においてお聞きしておきたいんですけれども、新しい市民文化会館は公民館の機能を併設するということは間違いないということで解釈しますけれども、ということであれば、当然、この市民会館の件は公民館の運営審議会において審議される事項だと思いますが、公民館の運営審議会の答申結果はだれに出すのかも含めてお聞きしたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。松本教育長。

○教育長（松本昭男君） お答えいたします。公民館運営審議会につきましては、12月中に開催されることになっておりまして、そこに文化会館の建設については諮るつもりでおります。そこでいただきました答申につきましては、市長に提出いたします。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。佐藤議員。

○7番（佐藤啓史君） 12月中に公民館の運営審議会が開催されるということですが、本来、12月議会が閉会する前に公民館の運営審議会を開催して、その答申結果を議会に報告すべき事項ではないかと思うわけですが、私も審議会の委員です。当初の審議会の開催日が議会の閉会前に開催する予定であったものが、どういう事情かわかりませんが、閉会の後に審議会が開催される。ということは、審議会では、議会では承認いただきましたけど、どうしましょうかとなります。議会で仮に承認したときに、審議会では議会の議決とはまた違う意見になったときに、議会では承認されましたけれども、審議会では承認されませんでしたという答申をすることになると思います。そうなった場合に、議会の議決は当然、重要な議決になると思いますけれども、市議会の意見というものはどうなるのか、その部分についてお聞きしたいと思います。

○議長（丸 昭君） 本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。  
暫時休憩いたします。

午後4時53分 休憩

---

午後5時15分 開議

○議長（丸 昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
答弁を求めます。松本教育長。

○教育長（松本昭男君） 不勉強なために間違っただけを申し上げまして、大変申しわけありませんでした。まずおわびを申し上げます。

改めて答弁いたします。今、建設しようとしております市民文化会館は、公民館機能を持った施設ということでありまして、その中に公民館そのものが含まれているということではあません。あくまでも、この施設を公民館機能として生かせるという施設でございます。

公民館運営審議会に関する問題でありますけれども、この審議会の規則によりますと、審議会は館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画・実施につき、調査・審議をするものというふうになっておりまして、先ほど市長に答申するというふうに間違っただけを申し上げますけれども、館長の諮問に応じて調査・審議するものでありますから、結果については館長に提出をするということになります。

内容は、各種の事業の企画・実施ですから、公民館の実施する事業の企画・実施ということでありまして、文化会館をどうするか、こうするかということは、この中には含まれておりません。

審議会の期日の変更になりましたことにつきましては、委員長の都合によりまして変更させていただきました。おわびを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。佐藤議員。

○7番（佐藤啓史君） 私のほうの誤解もありました。ただ、質問した趣旨としましては、我々も最終日にこの市長提案があったものを自分の意思表明をしなければいけない。その場合に、公民館の審議会というものの意見の反映が、それに対してどうするのか、自分もその辺も考えなければいけないという部分で聞いたことございまして、決して執行部の皆様を困らせようとして聞いたわけではございませんので、答弁は結構です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。末吉議員。

○15番（末吉定夫君） 時間のほうが大分過ぎてしまいましたけれども、私も総務常任委員なもので、時間はかかりません。1分か2分で結構です。まず、文化会館の件なんですけど、今日は朝から、市長はそれぞれの皆様方の質疑でエンドレステープがすり切れたんじゃないかと、そういうような感じを受けるところですけども、今回、建設委員会の問題、グランドの問題、さらには議会を軽視しているんじゃないかというような発言もあったように見受けられますけれども、私は今回、この文化会館の設置におかれましては、当初の計画によりますと、今まで建っていた市民会館の跡に同じような規模で文化会館を建てようというようなことで進んできたところでありまして、ご承知のように、3.11の未曾有の大震災が起きまして、テレビ等で津波等を見ますと、とてもこの場所では無理ではないかというようなことから、候補地をグランドのほうに計画をして、その立地するに対して会議を持って、このグランドに建てたほうがいいというようなことで、こちらにきたというふうに理解をしておるところでございます。

また、当初550でしたが、この800という数字なんですけれども、先ほど来、毎回市長がお話ししておりますけれども、決定は10月17日の庁議において決めた。また、もう一つは、市長の政策的なことでのこの800席を決めたということでございます。これは当然ではないかなと。例えば、中学校を建てるときに、小学校でもいいんですけれども、その都度、市民とかそういうふうの確認をとらなくちゃいけないのか、そういうことを考えますと、市長の政策的考え、あるいは庁議で決めたことは全く異議がないと思っています。

また、800席にしますと、私も市長と同感なのですが、例えば、PTAとか、いろいろな組織がございます。これが関東大会、あるいは全国大会を開催したときに、今までは800席あったにもかかわらず、中の施設が悪い、暖房もない、冷房もないということで、使用できなかった。今度は、550席でやろうということになれば、今度はそんな小さなところではやれないというようなことで、800席あれば、立ち見を入れれば1,000席ぐらいになると思います。全国大会で来て、泊まる方もいるでしょう。そうしますと、ホテル、旅館、お弁当とか、経済効果が非常に大きなものがあると思っております。この24億円かけるお金も、そう遠くない時代にそのぐらいの経済効果はあるんじゃないか、私はそういうふうに思っております。

ですから、朝から市長は、この800席にかかる熱い思いをお話ししておりました。私も商工会におります。この商工業のことを考えますと、経済効果が大きい。そしてまた、芸術文化団体の人たちもすばらしい物を見せてもらったり、あるいは自分がその会場でいいものを見せる。また、市民の皆さんが幸せでいい芸術を見られるというようなことで、これは賛成したいと、そういう議員が1人いてもいいんじゃないかなと思っておるのが現実です。

また、市民会館跡地の駐車場につきましても、今、ブルーシートが敷いてございますけれども、これは駐車場にするということでございます。これは猿田市長の、野球で言えば、クリーンヒットじゃないか。今まで勝浦市に来て駐車場はないと。鴨川のほうに行ってしまう、そういうような状況が続いておりました。今度は逆に、鴨川市のほうに泊まって、朝市があるから朝早く勝浦に行くべよと。今度は駐車場できたってから行ってみるべよ。そういうふうになれば、今度は滞在時間も長くなって、お客さんも来て、おみやげも買ってくれる、朝市もいいし、また、商店街もいいと思います。

そういった中で、中には建設費が高いんじゃないかという人もいますけれども、この4,200万円というお金をそんなに遠くない時期に経済効果があらわれてよろしいんじゃないかなというふうに思っております。

これも一つだけ市長に聞きたいんですけども、この駐車場はビッグひな祭り開催日までにやっていたかかないと、意味がないんじゃないかなということですので、そういうつもりでいるようですけども、改めて一言だけ言っていただければ、それで結構です。以上です。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） ひな祭りまでに完成をしたいというふうに強い思いでおります。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） これをもって質疑を終結いたします。ただいま議題となっております議案第60号は総務常任委員会へ、議案第61号ないし議案第63号、以上3件は教育民生常任委員会へ、議案第64号は建設経済常任委員会へ、それぞれ付託いたします。

---

## 請 願 の 委 員 会 付 託

○議長（丸 昭君） 日程第2、請願の委員会付託であります。今期定例会において受理した請願は、

お手元へ配布の請願文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしましたから、ご報告いたします。

---

## 休 会 の 件

○議長（丸 昭君） 日程第3、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明12月10日から12月14日の5日間は、委員会審査等のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） ご異議なしと認めます。よって、12月10日から12月14日までの5日間は休会することに決しました。12月15日は定刻午前10時から会議を開きますので、ご参集を願います。

なお、各委員会は、会期日程表に基づきまして付託事件の審査をお願いいたします。

---

## 散 会

○議長（丸 昭君） 本日はこれをもって散会いたします。

午後5時26分 散会

---

## 本日の会議に付した事件

1. 議案第54号～議案第64号の上程・質疑・委員会付託
1. 請願第1号～請願第2号の委員会付託
1. 休会の件